

令和4年

笛吹市議会
第2回定例会会議録

令和4年6月14日 開会

令和4年6月29日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第148号

令和4年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月3日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和4年6月14日 午後 1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	古屋	始芳
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	保坂	利定			

不応招議員（なし）

令和 4 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 4 日

令和4年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和4年6月14日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第1号 令和3年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第2号 令和3年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第3号 令和3年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 8 承認第2号 笛吹市税条例等の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第3号 笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第4号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第5号 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第47号 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第51号 笛吹市土地利用条例の廃止について
- 日程第17 議案第52号 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第53号 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第54号 令和4年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第20 議案第55号 令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第56号 令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第57号 動産の取得について(校務系仮想基盤用機器購入)
- 日程第23 議案第58号 市道廃止について
- 日程第24 議案第59号 市道認定について
- 日程第25 議案第60号 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由子	2番	落	合俊美
3番	山	田宏司	4番	河	野正博
5番	河	野智子	6番	武	川則幸
7番	神	澤敏美	8番	神	宮司正人
9番	荻	野謙一	10番	古	屋始芳
11番	野	澤今朝幸	12番	中	村正彦
13番	海	野利比古	14番	渡	辺清美
15番	中	川秀哉	16番	前	島敏彦
17番	小	林始	18番	渡	辺正秀
19番	保	坂利定			

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

1番	岡	由子	2番	落	合俊美
----	---	----	----	---	-----

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
消 防 長	矢 崎 丈 司	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議会事務局長（荻野重行君）

会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。

過日5月25日に開催された全国市議会議長会定期総会において、渡辺正秀議員、海野利比古議員が表彰されました。また、4月20日に開催されました山梨県市議会議長会定期総会において、渡辺正秀議員が表彰されましたのでご報告申し上げます。

ここでお時間をいただきまして、表彰された渡辺正秀議員、海野利比古議員に表彰状の伝達式を行いたいと思います。

まず、渡辺議員への表彰状の伝達を保坂議長にお願いいたします。

保坂議長、渡辺議員、前にお進みください。

（表彰状の伝達）

渡辺議員、自席にお戻りください。

海野議員、前にお進みください。

（表彰状の伝達）

ありがとうございました。

以上で、表彰式の伝達は終了いたします。

なお、表彰されました渡辺議員、海野議員には本会議終了後、記念撮影を行いますので議場にお残りいただけるようお願いいたします。

以上で、伝達式を終了いたします。

それでは、開会にあたり、あいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（あいさつ）

ご着席ください。

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年笛吹市議会第2回定例会を開会をいたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、ワクチンの接種が順次進み、感染拡大に歯止めがかかったものの、感染の再拡大にはなお一層の警戒が必要であります。

このため、感染拡大防止対策を図りながら、コロナ感染による厳しい状況にある地域経済の立て直しに取り組んでいかなければなりません。

2月24日のロシアによるウクライナ侵略戦争から100日以上が経過いたしました。いまだ厳しい戦闘が続いております。一日も早く、一般市民を巻き込んだ悲惨な戦争が終わることを願わずにはられません。

ウクライナ戦争による原油・小麦などの原料価格の高騰や、コロナ感染拡大による世界的な

物流の停滞に円安も加わり、日本の消費者物価の上昇による市民生活への影響が懸念をされております。

世界情勢および経済環境は厳しいものがありますが、コロナ前の状況に戻れるよう、市当局には積極的な政策の展開をお願いをいたします。

また、関東甲信地方は昨年より早く梅雨入りをしております。体調を崩しやすい季節なので、十分ご留意いただきたいと思います。

さて、今議会には市長より報告案件3件、承認案件4件、条例案および予算案等、合わせて20件が提案されます。

会期中、格別のご精励を賜り、慎重にご審議をいただき活発な議論をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつといたします。

本日、撮影と傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。

本日の会議においても、議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第1番 岡 由子君および

議席第2番 落合俊美君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月29日までの16日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月29日までの16日間と決定をいたしました。

○議長（保坂利定君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日まで受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託をいたします。

続いて、監査委員から令和4年2月分から令和4年4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 報告第1号から日程第24 議案第59号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和4年笛吹市議会第2回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

前回定例会以降の行政運営の状況についても申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

4月28日、国では、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化の予防を目的とした、第4回目のワクチン接種に関する対応方針を示しました。

特例臨時接種と位置づけられた4回目接種の対象者は、3回目接種から5カ月以上が経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満のうち基礎疾患を有する方および、その他新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方です。

市では、3回目接種から5カ月以上が経過した60歳以上の方については、5月25日から接種券を郵送しています。また、基礎疾患を有する方および重症化リスクが高い方については、市で把握ができていないことから、3回目接種が完了している18歳以上の方全員に、ご自身で4回目接種の対象に該当するか判断できる確認表を接種券とともに郵送しています。

接種は、3回目接種から5カ月以上が経過した日から可能ですので、案内通知を確認の上、予約サイトやコールセンターで予約をしてください。

今後も市民の皆さまが安全かつ円滑に接種できるよう、笛吹市医師会と連携を図りながら、集団接種、個別接種、高齢者施設での接種を計画的に実施していきます。

次に、子どもすこやか医療費および重度心身障害者医療費の助成対象年齢の拡大についてです。

笛吹市子どもすこやか医療費助成事業については、令和5年4月から医療費助成対象年齢の上限を18歳までに拡大することとしていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、開始時期を本年11月に前倒しすることとしました。

これに合わせ、障がいのある児童についても、医療格差が生じないよう、笛吹市重度心身障害者医療費助成事業も、同様に窓口無料対象年齢を18歳まで拡大をします。

次に、笛吹市夏祭りの開催についてです。

笛吹の夏の夜空を彩る「石和温泉花火大会」は、8月13日、20日、27日の3日間開催をし、いずれも約1千発の花火を打ち上げます。

また、「笛吹川石和鶴飼」は、7月20日から8月19日までの水曜日、木曜日、土曜日、日曜日に実施をし、伝統ある徒歩鶴の実演のほか、予約による鶴匠体験を行います。

花火や鶴飼をご覧になる際は、マスクの着用や密を避けるなどの基本的な感染対策を行いつつ、「笛吹の夏」を楽しんでいただきたいと思います。

次に、FUJIYAMAツインテラスへの来訪状況についてです。

FUJIYAMAツインテラスへの送迎バスは、4月25日から11月28日まで、火曜日を除いて運行することとしています。土日や祝日には大勢の方がバスを利用して訪れ、5月末までに約4,500人、ゴールデンウィーク期間中の5月4日には、1日当たりとしては最多の599人を記録しました。テラスを訪れた観光客は、テラスから臨む富士山の絶景に感嘆の声をあげています。

今年度は、観光拠点としての魅力向上を図るため、すずらん群生地駐車場にトイレを設置するほか、車両のすれ違いが困難な市道7033号線を整備していきます。

次に、米国産桃の輸入解禁要請に対する県への要望についてです。

国が米国産桃の解禁に向けた協議を始めたことを受け、5月12日に長崎知事に対し、日本一の桃産地である本市の桃生産農家は、大きな不安を抱いていることを訴えました。また、国に対し、輸入による影響を把握するためにアメリカで調査を行い、産地と情報を共有することや、国内産桃について、輸出のための検疫条件を協議することを働きかけるよう求めました。

知事は、国に対して強く働きかけると述べ、県としてもアメリカで現地調査を行う意向を示しました。

国の輸入解禁協議の行方を注視するとともに、私が会長を務める日本桃産地協議会においても、全国の産地と情報を共有し、連携を図りながら対応していきます。

次に、多目的芝生グラウンドの整備検討についてです。

6月28日と7月6日にスコレーセンターで、7月12日にいちのみや桃の里ふれあい文化館で、多目的芝生グラウンドの整備方針や施設の規模、整備候補地などについて、市民の皆さまとの意見交換会を開催します。

意見交換会については、感染拡大を防ぐため、1回当たりの参加定員を150人としていましたが、県の感染拡大防止への協力要請が緩和されたことを踏まえ、より多くの市民の皆さまと意見交換が行えるよう、参加者の上限を各会場の定員までとして実施します。

また、意見交換会に併せ、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会において検討が進められている基本計画の素案について、パブリックコメントを実施します。

その後は、意見交換会やパブリックコメントで出された意見を踏まえ、検討委員会において基本計画の素案を見直した上で、8月を目途に、検討委員会から基本計画案の答申を受けられるよう進めていきます。

次に、芦川町における土砂災害訓練についてです。

芦川町は、台風等の大雨の際、土砂災害や県道の通行止めが想定されることから、住民の安

全確保や孤立化防止を図る必要があります。そのため、自力で町外に避難することができない住民を早期に避難させるため、全町避難に向けた検討を重ねています。

令和3年度の訓練では、行政バスを運行し、往復時間の計測、町内での転回場所や安全に乗車できる場所の選定を行いました。

令和4年6月25日に実施する訓練では、行政区役員、消防団員、消防署員および警察署員の参加のもと、発災前後における時間の経過に応じた初動対応や避難誘導などの行動を示すタイムラインの作成を行います。このタイムラインは、今年度の出水期から運用する予定です。

令和5年度には、実際に町民を対象に訓練を行い、課題を洗い出し、芦川町4行政区の地区防災計画に反映させていきます。

次に、マイナンバーカードの出張申請についてです。

5月末現在、本市のマイナンバーカードの申請率は49.5%で、市民の約半数が申請していることとなります。

これまでの申請受付は、市役所本庁舎や支所のほか、健診会場や新型コロナウイルスワクチンの接種会場などで行ってきましたが、ゴールデンウィーク以降は、休日も含め、市内の商業施設でも申請受付を行っています。

今後は、車での移動が困難な方も歩いて行ける場所で申請ができるよう、各行政区にご協力いただき公民館でも出張申請受付を実施する予定です。

令和4年度末までに、ほぼすべての市民にカードを取得していただけるよう、出張申請受付の充実を図る取り組みをしてまいります。

次に、市立保育所の完全給食化についてです。

市立保育所では、4月1日から、3歳以上の子どもたちを対象に、ご飯などの主食の提供を行う完全給食を開始しています。

保護者からは、朝お米を炊く手間が省けた、朝の支度が楽になった、時間に余裕ができたなどの声が聞かれ、保護者の負担軽減につながっています。

次に、市教育支援センター「ステラ」についてです。

4月11日、山梨県新環状道路建設事務所3階に、星を意味する「ステラ」と名付けた、不登校の児童生徒を支援する市教育支援センターを開設しました。

現在、通所している児童生徒は21人で、児童生徒の状況に応じた個別学習をはじめ、卓球やバドミントン、農園での野菜栽培などの多様な活動をとおして、社会的自立を促すための支援に取り組んでいきます。

次に、第72回山梨県市町村対抗軟式野球大会の結果についてです。

5月15日に山日YBS球場で決勝戦が行われ、本市の代表である笛吹Aチームが、手に汗握る接戦を制し、笛吹勢として初の優勝を果たしました。

チームは本大会での上位進出を目標に掲げ、練習に励み、大会では持てる力を精一杯発揮し、チームが一丸となって勝ち取った優勝でした。来年の活躍も期待しています。

続きまして、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出した案件は、報告案件3件、承認案件4件、条例案5件、補正予算案5件、その他の議案3件、合わせて20件です。

はじめに、報告案件です。

一般会計および水道事業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令及び地方公営企業法

の規定により、それぞれ議会に報告を行うものです。

続きまして、承認案件です。

まず、「笛吹市税条例等の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」、「笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」および「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

次に、「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」は、国の令和3年度第1次補正予算において示された保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に伴う、令和4年4月から9月までの関連経費について、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,339万円を追加をし、総額38億2,398万円としたものです。

いずれも緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、「笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例の一部改正について」および「笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」は、子どもすこやか医療費助成の対象年齢が拡大することに伴い、条例の一部を改正するものです。

「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」は、地方税法の改正により、ひとり親控除が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

「笛吹市土地利用条例の廃止について」は、本条例に規定する事項については、国土利用計画法及び都市計画法等の個別規制法にその定めがあり、条例によって規定する必要がないため、条例を廃止するものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億905万円を追加し、総額を39億3,304万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など4,163万円、県支出金に1,520万円、諸収入に2,790万円、市債に1,160万円、財政調整基金繰入金に1億1,271万円をそれぞれ追加をしました。

歳出の主なものは、令和5年4月に予定していた子どもすこやか医療費助成事業において、医療費助成対象年齢の18歳への拡大を、令和4年11月に前倒しして開始するため、関係予算2,874万円を追加をしました。

また、市内福祉施設への新規入所者および医療機関への新規入院者が希望して受ける、PCR検査および抗原定量検査費用の一部助成を継続するため、新型コロナウイルス検査費用助成事業に2,821万円を、学校給食に使用する食材価格の高騰分を給食費の値上げに転嫁することなく食材費を確保するため、学校給食費公会計化事業に1,077万円を追加しました。

このほか、今年度、県が、猫の不妊・去勢手術費を助成する市町村に対して、手術費用の実費の補助金を交付することとしたことから、本市では、上限額を定めた上で、手術費用の実費を助成するため、動物愛護管理対策事業費に1,250万円を追加しました。

また、コミュニティ助成事業に3,090万円、介護保険特別会計繰出費に1,274万円などを追加をしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計など4会計について、合計で1,601万円の追加を行うものです。続きまして、その他の議案です。

まず、「動産の取得について」は、小中学校の教職員が使用する校務系1人1台パソコンのデータ記録装置として使用するストレージ機器の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道の廃止について」は、周辺地域の土地利用等の変化に伴い、市道1路線を廃止することについて、道路法第10条の規定により、また「市道の認定について」は、市道4路線を新たに認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件についても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件について、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

説明が終わりました。

○議長（保坂利定君）

これより日程第5 報告第1号から日程第7 報告第3号を一括議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり一般会計ならびに水道事業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令および地方公営企業法の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

○議長（保坂利定君）

次に日程第8 承認第2号から日程第11 承認第5号までを一括議題として審議を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号から承認第5号について、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号から承認第5号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより承認第2号から承認第5号について、それぞれ討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより承認第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより承認第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより承認第4号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより承認第5号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第25 議案第60号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出しました案件は、補正予算案1件です。

議案第60号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4億6,971万円を追加をし、総額を396億276万円とするものです。

歳出については、まず住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に1億9,406万円を追加しました。これは新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、令和4年度住民税非課税世帯および令和4年1月以降に家計が急変した世帯で、これまでに本給付を受けていない世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するため、必要経費を計上したものです。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金事業に1億3,352万円を追加しました。これは食費等の物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するため、必要経費を計上したものです。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種事業に1億3,696万円を追加をしました。これは新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、および重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に4回目接種を実施するため、必要経費を計上したものです。

併せて、4回目接種を受ける高齢者にタクシー券を給付し、接種会場までの移動を支援するため、新型コロナウイルス感染症予防接種個別移動支援事業に517万円を追加しました。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

これより、議案第60号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第60号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第60号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第60号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま、議案第60号「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)」が議決されましたが、これに伴いまして、議案第52号「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)」のうち、係数整理に要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号の係数整理は議長に委任することに決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日6月15日から6月20日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日6月15日から6月20日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は6月21日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時22分

令和 4 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 1 日

令和4年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和4年6月21日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第47号—議案第59号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	古屋始芳
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	16番	前島敏彦
17番	小林始	18番	渡辺正秀
19番	保坂利定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
消 防 長	矢 崎 丈 司	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事については可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 市長提出議案「議案第47号」から「議案第59号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは、12名から21問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番とおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したのちとなりますので、ご承知を願います。

それでは、通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い2問、質問をさせていただきます。

1問目としまして、物価高騰等に対する学校給食について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化、ならびにウクライナ危機による物価高騰の影響が学校給食の値上りにつながると懸念されておりましたが、本年4月に内閣府より発出された文書「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取り扱いについて」の

中において「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を」という項目が追加され、物価高騰による給食費値上げを抑えるための地方創生臨時交付金を活用できることになりました。

そこで2点、お伺いいたします。

学校給食の現下の状況について。

新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月末よりのウクライナ危機により、原材料価格が値上がりしています。4月には政府が輸入小麦の売り渡し価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念されます。そこで、学校給食の食材調達の現状と、食材費と予算のバランス等を含めた今後の見通しについてお伺いいたします。

2としまして、地域、地元産の食材の活用について、お伺いいたします。

今般の食材費価格の高騰は、輸入食材に頼る状況に起因するものです。地域、地元産の食材を採用することによって、地域農業の振興や、食育の観点からも有用と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、学校給食の食材調達の現状と、食材費の予算のバランス等を含めた今後の見通しについてです。

食材調達の現状について、令和4年3月分と前年同月分の学校給食に係る食材の価格を比較すると、肉と魚が120%から150%、野菜が110%から240%値上がりしています。一方、パンや油、味噌、バターの価格に変動は見られませんでした。

学校給食に必要なカロリーや栄養素は、学校給食摂取基準で定められているため、栄養士の工夫により、食材費を抑えた上で、基準に沿った学校給食を提供しています。

例えば、石和学校給食センターでは、豚肉を鳥肉に替えるなど献立を工夫することで、4月分の給食費を、笛吹市学校給食費徴収規則で定める小学校の給食費1食当たり290円の範囲に抑えることができました。

また、食材費の見通しについては、肉、魚、野菜の価格高騰に続き、小麦や油の高騰も見込まれることから、市では、食材価格の高騰分を給食費の値上げに転嫁することなく食材費を確保するため、今回の市議会定例会に補正予算案を提出しています。

次に、地域、地元産食材の活用についてです。

地域や地元産の食材の活用は、野菜等の食材が安定的に調達でき、地域農業の活性化にも資するものとされています。県の「第4次やまなし食育推進計画」では、令和7年度までに、学校給食における地場産食品の使用割合を金額ベースで52.7%以上とする目標を掲げています。

本市でも、地場産食材の活用は、地域の食文化や農業の理解を深め、食生活が身近な生産者に支えられていることを学ぶ、食育の観点に資するものと考えますので、今後も地場産食材を活用しながら、児童生徒の健全な食生活や食習慣の形成に努めます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

それでは、2点目としまして、通学路での事故防止について、お伺いいたします。

公立小学校の通学路で安全対策が必要な箇所は、7万6,404カ所と政府の点検結果で明らかになりました。政府は、2022年度予算で自治体を支援する補助制度を新たに創設することによって、歩道整備といった各地の対策を急いでおります。

今回の通学路点検は、昨年6月に千葉県八街市で下校中の児童が死傷した事故を受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁で、昨年7月から12月にかけて合同で実施し、全国の公立小学校約1万9千カ所の学校におきまして、教育委員会、そして学校や道路管理者、警察などの連携をしながら危険箇所を洗い出したところ、対策が必要な箇所は7万6,404カ所にあがりました。1校当たり約4カ所となります。

国が乗り出した通学路の点検は、京都府の亀岡市などで事故が相次いだことを受けて2012年にも実施されています。当時、対策が必要とされていた7万を超える箇所のうち、19年度末には約98%で安全対策が施されました。

それでも、今回の点検では、新たに7万を超える対策必要箇所が抽出されました。

その背景には、公明党の提案も受け、危険箇所の基準などを前回より見直したことがあります。点検対象に、見通しのきく道路や幹線道路の抜け道など車の速度が上がりやすい箇所、また保護者や見守り活動者、地域住民などから市区町村への改善要請があった箇所など、これまで必ずしも対象とされなかった箇所も加えました。

また通学路を利用する当事者である子どもの視点に配慮した、そういうことも配慮したこともしっかりとさせていただきました。

そこで点検の実施要領に「在校児童から情報を得たことに関して、それを活用」して危険箇所をリストアップすることも明記されました。

政府は、すべての対策必要箇所でも23年度末までには、対策を完了する、そういう方針であります。

また国土交通省は、通学路での交通安全対策に特化した「個別補助制度」を新たに創設。歩道や防護柵などの整備のほか、横断歩道の路面を盛り上げて進入速度の抑制する。そういったことも行う、「スムーズ横断歩道」の設置など、自治体を実施する対策の費用の55%を国費で補助し、サポートを手厚くします。

また、警察庁は信号機の設置や幅員の狭い道路でも活用できる持ち運び可能な速度違反自動取り締まり装置の整備を実施します。

また文科省は、スクールガード（学校安全ボランティア）の育成に向けた支援などに取り組むとしています。

そこで、本市の取り組みについてお伺いいたします。

(1) として、安全教育の徹底について。

(2) として、ボランティアによる見守り活動について。

(3) として、通学路の変更について。

- (4) として、歩道や防護柵の整備について。
- (5) として、スムーズ横断歩道の整備について。
- (6) として、右折レーンの整備について。これは通り抜け車両の抑制などに関するものです。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、安全教育の徹底についてです。

各学校では、年度当初に交通安全実施計画を作成し、計画的に、安全な登校指導、交通安全教室の開催、危険箇所の周知等に取り組んでいます。

また、通学等を含めた学校生活における安全に関する諸活動の総合的な基本計画である学校安全計画に基づき、教科と関連させながら、危険な状況を適切に判断し回避する力の育成や交通ルールの理解を深める教育を実施しています。

次に、ボランティアによる見守り活動についてです。

児童生徒の様子や危険箇所等の情報を共有しながら、登下校中の児童生徒を地域全体で見守る対策として、各学校に地域住民による見守りボランティアが組織されています。

また、PTAの日常的なあいさつ運動とあわせて、登校中の見守り活動を実施している学校もあります。

次に、通学路の変更についてです。

児童生徒が通い慣れた通学路であっても、交通安全等の課題が生じた場合は、随時、通学路について当該地区の保護者と学校とで協議します。その結果、変更が必要な場合は、新たな通学路について校長が決定し変更しています。

次に歩道、防護柵の整備、スムーズ横断歩道の整備、右折レーンの整備についてです。

昨年6月28日、千葉県八街市で児童5人が死傷した事故を受け、本市では7月21日、市長をはじめ関係部局の職員で通学路の緊急点検を実施しました。

一方、国では昨年7月から12月にかけて関係省庁による通学路合同点検を実施し、対策が必要な箇所の安全対策を早急に実施できるよう、地方自治体を支援するため、「交通安全対策補助制度」を新たに創設しました。

そのうち、「歩道・防護柵の整備」については、歩行者等が安全に通行する上で有効な対策ですが、用地を確保する必要があり、すべての通学路に整備することはできませんので、通学路の状況を踏まえ、整備を進めていきます。

一方、本市では、すぐに対応可能な対策として、車道と路側帯を視覚的に、明瞭に区分して事故を防止するため、外側線やグリーンベルトの整備を行っています。

次に、「スムーズ横断歩道」については、横断歩道部分の路面を盛り上げることで、車から見やすくし、進入速度も抑える効果が期待されています。

スムーズ横断歩道は、昨年11月現在で全国に42カ所設置されており、県内では昨年、昭和町内にスムーズ横断歩道を仮設して検証が行われました。

本市でも、車がスピードを出したまま横断歩道を通過する危険な箇所があり、対策が必要であるため、昭和町内のスムーズ横断歩道の検証結果などを参考に、設置を検討します。

次に、「右折レーンの整備」については、幹線道路などの渋滞解消のための右折レーンを整備し、渋滞を避け、通学路となっている住宅街などを通り抜ける車を抑制しようとするものです。本市においても、このような状況が生じることのないよう、計画的に整備を進めていきます。

なお、通学路の安全対策は喫緊の課題であることから、今後、整備方針を取りまとめ、「交通安全対策補助制度」を活用しながら、児童生徒の安全確保に取り組んでいきます。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。保護者の方々から、よく信号機の件で、ボタンで押す信号機とか、そういうことを増やしてほしいとか、そういう話がよく要望としてたくさん来ているんですけども、何年か前からか、そういった信号機はこれから撤去するような話も、私、聞いたんですけども、実際のところどのような対応になっているのか、そのへんのことを分かりましたら教えてください。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺清美議員の再質問にお答えいたします。

合同点検の際に、警察署員も含めた合同点検を実施し、例えばロゼア石和から万年橋までの区間の道路について、点滅信号の要望が出ていたものですから、設置できないかということで警察署の署員も含めた中で意見を聞いたことがありまして、その際に警察署のほうでは点滅信号は全国的に廃止する、撤去する方針だということを伝えられています。

場所によっては、そこではないんですけども、条件もいろいろあるんですが、点滅信号というような方法も可能な個所もありますので、すみません、押しボタン信号ですね、そんな方法で対応できる場所もあるかと思えます。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。費用の関係でそういう流れになるかもしれませんが、なくてもあっても関係ないからというような意見も、ちょっとほかから聞いたんですけども、やはり、あったほうが絶対に安心だということで、また今後ともいろいろなまた、私たちのほうとしましても、いろいろな方向で調整もしてまいりますけども、いろいろなご指導をまた今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前10時30分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時30分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、中村正彦君の質疑および質問を許可します。

12番、中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

誠和会の中村です。

通告に従い、一般質問を行います。

6月も中盤に入り、日本一の桃とブドウの里笛吹も夏果実の出荷も始まり、にぎわってまいりました。

農家の皆さまも、朝早くから出荷、手入れと、猫の手も借りたいほどの忙しさの中で動いております。

今年の生育も順調で大いに期待をしておりましたところ、果樹の盗難がこここのところ何件も発生し、防衛策にも気を使い大変だと思えます。警察、JA、市、消防団と連携した中で、ぜひ防止対策もお願いするところであります。

それでは質問に入りますが、先ほど渡辺清美議員からも給食関係の質問がありました。私も学校給食における児童生徒への食物アレルギー対応について、お伺いをいたします。

笛吹市内小学校14校、中学校5校、生徒数約4,800名が在籍しております。昨今、生活環境の変化、様々の変化でアレルギー児童が増えているとお聞きしております。

現在、特定の食べ物を食べたあとに、皮膚や粘膜、消化器、呼吸器などにアレルギー症状が現れる食物アレルギーを有する子どもが増えているとのこと。学校給食においても、食物アレルギーを有する児童生徒への、対応が求められております。

文部科学省が示しております「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供することを、食物アレルギー対応の大原則としております。その上で、原因食材を除いた給食を提供する「除去食」と原因食材が除かれることによって失われる栄養価などを考慮し、ほかの食材を用いて給食を提供する「代替食」が望ましい形とされております。さらに、「代替食」の提供が理想的ではありますが、最優先されるべきは安全性であり、安全性が担保できないときは、「除去食」対応を選択するとしております。

このような中、本市でも、小中学校の学校給食の食物アレルギー対応として、原因食材を取り除いた「除去食」の提供を行うこととし、石和一宮の学校給食調理センターでは、施設の老朽化による建て替えに合わせて、除去食対応施設となっておりますが、しかし、それ以外の

施設では、除去食の調理などに対応した施設となっていないため、除去食の提供が受けられない小中学校があります。食物アレルギーを有することから、毎日または一部の給食を食べることができず、自宅から弁当やおかずを持参している児童生徒もいると伺っております。

また、ほかの児童生徒と異なる弁当を食べることによる疎外感を少しでも減らすため、給食の献立に近い内容の弁当を、毎日作っている保護者もいるようであります。その苦労は相当なものだと察するところであります。

通う学校によって、学校給食の食物アレルギー対応に差が生じることなく、食物アレルギーを有する児童生徒が、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにするとともに、保護者の子育ての負担軽減のため、次のことについて伺います。

(1) 市内の小中学校で、食物アレルギーを有していることから給食において配慮が必要な児童生徒がいる学校数および児童生徒は何人いるのか。そのうち、除去食の提供が受けられていない学校および児童生徒は何人いるのか。

(2) 除去食の提供が受けられていない学校では、食物アレルギーを有する児童生徒への対応をどのようにしていくのか。

(3) アレルギーを持つ児童が発症した場合、学校、家庭、医療関係との連携は、また初期対応はどのようになっているのか。

(4) 市内のどこの学校に通っても、食物アレルギーに対応した給食の提供が受けられるようにするために、今後、どのように取り組んでいくのか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

中村正彦議員の一般質問にお答えいたします。

まず、食物アレルギーのために給食で配慮が必要な児童生徒数および学校数、除去食の提供が受けられていない児童生徒数および学校数についてです。

令和4年4月1日現在、市内の小中学校で、食物アレルギーのために配慮が必要な児童生徒数は108人で、学校数は15校です。そのうち、除去食の提供が受けられていない児童生徒数は19人で、学校数は6校です。

次に、除去食の提供が受けられていない学校での対応についてです。

除去食の提供が受けられていない学校では、献立の作成段階でアレルギーの原因となる食材の使用回数を減らし、給食を食べることができる回数や品数を増やす対応を取っています。

次に、児童生徒がアレルギーを発症した場合の初期対応および学校、家庭、医療機関との連携についてです。

児童生徒がアレルギーを発症した場合は、市の食物アレルギー緊急時対応マニュアルをもとに対応しています。

まずは、児童生徒を安静にした状態で呼吸や皮膚のアレルギー症状を確認し、息がしにくい、意識が朦朧とするなど、緊急性が高い症状が見られる場合は、すぐに救急車を要請します。また、食物アレルギーによるアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤であるエピペンを所持する児童生徒の場合は、直ちにエピペンを使用し救急車

の到着を待ちます。

緊急性が高い症状が見られない場合であっても、症状が急変することがあるため、保健室で注意深く経過を観察します。

なお、エピペン所持する児童生徒については、家庭、学校、医療機関、消防署と事前に情報を共有し、迅速かつ適切な対応ができるよう連携を図っています。

次に市内のどこの学校に通っても、食物アレルギーに対応した給食の提供が受けられるようにするための取り組みについてです。

食物アレルギーに対応した給食を提供するためには、除去食の調理スペースと除去食に対応する職員の配置が必要となります。そこで、市内のどこの学校においても、食物アレルギーに対応した給食が提供できるよう、除去食の調理スペースがない調理場の改修等を進めるとともに、栄養士や調理員の確保を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

答弁、ありがとうございました。

今後の取り組みの中で、調理場の改修、栄養士、調理員の確保を進めていくとの答弁がありましたが、今、アレルギーを持っている児童の親も児童も、いっぱいいっぱいの中で取り組んでおります。学校から前もって献立表をもらい、その献立に沿って、ほかの児童となるべく似たものを持って行くとか、工夫もしているようであります。

願いは一つ、みんなと同じものを食べたい、みんなと同じものを食べさせてあげたい、思いはこれに尽きると思います。

今後、取り組みの計画、構想があればお聞かせをお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

中村正彦議員の再質問にお答えいたします。

給食の調理スペースのない御坂学校給食調理場、八代学校給食センター、春日居学校給食共同調理場、石和中学校および境川小学校の調理場について、可能な限り早期に除去食の提供ができるよう、現在施設の改修について検討しています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

ありがとうございました。今、部長の答弁の中で、できるだけ早くとありましたが、本当に早くしていただきたいと思います。

そういう中で、少しは先が見えてきましたけども、親も児童も、なお一層、先が見れること

によって頑張れると思います。ぜひそのへんは本当に早くお願いしたいんですけど、そこで山下市長、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げている市長、18歳までの医療費の無料化も掲げ、きめ細かな市政運営を私は大いに評価をいたします。今後の取り組みも、部長からもありましたが、ぜひ市長のお言葉の中でお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

貴重なご質問をいただきまして、本当にありがとうございます。今日は傍聴にも関係者の皆さま、お越しいただいておりまして、本当にありがとうございます。市長室のほうにもお越しいただきまして、現状をお話をしていただき、本当に感謝をしております。

われわれも十分、まったく知らなかったというわけではないですけど、そういう状況にあるということを初めて教えていただきましてですね、中村議員からですね、早期の実現をというお話もいただきながら、今日のこのご質問につながっているんじゃないかなというふうに思っております。

笛吹市で学ぶすべての児童生徒がですね、食物アレルギーの有無にかかわらず、楽しく安全にですね、学校給食を食べられるようにですね、そのときにもお話をさせていただきましたけれど、できるだけ早く計画をつくって、そしていつまでにというですね、お尻の部分でできるだけ皆さん方に早くお示しをして、それまで何とか少し頑張っていたら、それ以降ですね、何とかこの問題をですね、解決できるように、可能な限り早期に頑張っていきたいと思いますので、ひとつご指導のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

ただいま、市長のほうから本当に思いやりのある言葉が、お聞きすることができました。また児童も、保護者も本当に早急に手を付けていただくことを、本当に楽しみにしていると思います。

食育は体も心も養う大切なものであります。自然の恵みに感謝をして、生命の大切さを知り、バランスのとれた栄養価の高いおいしい給食で、ぜひ笛吹の子どもたちを笑顔にしていきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で、中村正彦君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

17番、小林始君。

○17番議員（小林始君）

中村議員の食物アレルギーの質問ですけども、私も108人の児童が苦しんでいるという、

この数字には、初めて聞いて驚いたところがございますけれども、除却食が提供できていない生徒、学校ではこの生徒は、児童生徒が弁当とか、それから代替食の食事等を持って行っていることと思います。そうした中で、このことによって児童がほかの生徒からですね、嫌な思いとか、それから辛い思い、そういったことは絶対あつてはならないことだと思います。そこで、ほかの児童生徒への説明、そして理解、配慮等はどのような指導を学校で行っているのか伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

小中学校では、食物アレルギーのある児童生徒が除却食や代わりの弁当を食べることや、配膳時に間違いのないよう注意すること、すべての児童生徒間で、先生の間で情報共有しています。そして、給食指導や保健指導、家庭科等の教科で、好き嫌いと食物アレルギーの違い、これについて理解を深めてもらっています。さらに、食物アレルギーを持つ児童生徒が、これによるいじめや差別を受けることのないよう、思いやりを育む指導を行っています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

関連質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

先ほど市長の答弁の中で、初めて知ったとか、この状況について、それからできるだけ早く改善の方向をお知らせしたいというような答弁がありましたけども、市長、どうですかね、どこかでいつごろまでとか、そういった部分の区切りをつける答弁はできないものでしょうか。ぜひ早急にと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

ちょっと誤解をされないように、初めて知ったなんてことは言っていませんから。

いずれにしても、もうすでにこの給食が、除却食ができてないということは分かっていますから、あとは、当然のごとく、あとで調理員を入れるとか、人的なことはいくらでも可能なんですけど、問題は調理場が簡単に、じゃあそのへんをちょっと使ってというわけにはいかないんですよ、簡単に言えば。きっちりと除菌をできるような体制づくりをしないと、そんな、ただ単に調理員だけ増やして、ちょっとそのへんにシンクを置いて、じゃあ除却食やれやなんて、そんな簡単な話ではないということも、ぜひとも頭に置いていただいて、予算がうんぬんだとかじゃなくて、きちっとそういうことを造っていかなきゃいけない。増設しなきゃいけないということですから。簡単に、今日、申し訳ないですけど、私も格好よく言いたいんですけど、今、計画を一生懸命つくっていますから。そう遠くない形で実現はできるかと思えますので、ぜひとも、今日の部分は、可能な限り早期にやるということでひとつお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

ありがとうございました。学校側の児童生徒への十分な対応ということで、安心した部分もありますけれども、この問題は議会、それから市政とですね、一緒になって取り組んで、できるだけ早くというような、私の質問でありますけれども、ありがとうございます。

あと1つ、この質問の中で、この食物アレルギーがどういう種類のアレルギーがあるのかお聞きしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

小林始議員の関連質問にお答えいたします。

食物アレルギーには小麦、それからエビ、カニなどの甲殻類、それから乳製品、卵、果物類、それからソバ、大豆、魚介類など多岐に及んでおります。学校では、食物アレルギーのある子にも、そうでない子にも安全性を第一に考えて給食の提供を行っています。

そんなことで、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

よろしいですか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前11時といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、河野正博君の質疑および質問を許可します。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、新風会の河野正博が一般質問をいたします。

1問目、ICT教育、タブレット導入の総括、1年間の振り返りということで質問します。

昨年6月、一般質問にて質問をいたしました。答弁者も質問者も予想のもとにそれを回答したものですから、大変細かいところまで回答していただいたんですが、今回はできる限り具体的に答弁していただきたいと思っております。

1問目、小学校、中学校における、タブレットを活用している授業の割合はどの程度か、また学校間の格差はあるか伺います。

- (2) タブレットを活用した、個性を育てる教育は進んでいるのか伺います。
- (3) タブレットを導入して、児童の学習意欲、学習環境に変化はあったか伺います。
- (4) 理科での観察記録や社会での総合的な調べの学習、課外学習など以外にタブレットを用いた新たな活用について伺います。
- (5) タブレット導入で、教師の授業スキルは向上したか伺います。
- (6) タブレット導入により教師の授業準備負荷が増大し、職場環境が悪化したということはないのか、また対策について伺います。
- (7) 市学力向上委員会およびICT連絡会議での、ICT教育の成果と課題について伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、小中学校におけるタブレットを活用した授業の割合、学校間の格差についてです。

各学校におけるタブレットの活用は、学年や教科により異なりますが、全授業のうち約3割で、学校間において、その割合に大きな差は見られません。

なお、各学校では実態に応じて工夫しながらタブレットを授業に活用しており、朝の活動でのタイピング練習、授業におけるチャット機能を用いた話し合い活動での利用など、各学校で活用方法に違いがあります。

次に、タブレットを活用した個性を育てる教育についてです。

学校では、児童生徒の個性を育むため、タブレットを活用して、思考力や表現力を高める授業を実施しています。

例えば、思考力を高めるため、授業中にコミュニケーションソフト「チームズ」を活用して他の児童生徒の考えを共有し、多様な価値観に触れながら自分の考えをつくり上げるよう取り組んでいます。また、表現力を高めるため、修学旅行記を作成する際に、児童生徒それぞれが画像や動画を活用し、レイアウト等の表現を工夫しながら取り組んでいます。

次に、タブレット導入による児童生徒の学習環境、学習意欲の変化についてです。

タブレットは、教科書の内容を電子化したデジタル教科書と大型モニターを併用した授業、カメラ機能を使った観察や資料作り、インターネットを使った調べ学習等に活用され、児童生徒の学習環境が大きく変わりました。

また、視聴覚教材の使用頻度が増え、児童生徒が興味関心をもって、意欲的に学習に取り組む姿が見られるようになりました。

次に、理科や社会、課外学習以外でのタブレットの活用についてです。

英語の授業では、デジタル教科書で会話スピードを調節し、自分に合ったリスニングに取り組んでいます。また、体育の授業では、グループで撮影した実技動画を見ながら互いに動きをチェックし、改善につなげています。そのほかの授業においても、教師用タブレットから児童生徒用タブレットに課題を送信して小テストを行うなど、活用の幅が広がっています。

次に、タブレット導入による教師の授業スキルの向上についてです。

教師は教師用タブレットを日常的に活用し、大型モニターに写したデジタル教材を拡大した

り、その場で書き込みをして分かりやすく解説したりしながら授業を行っています。

また、児童生徒用タブレットを活用して、「チームズ」やアンケート作成ソフト「フォームズ」を用いた授業も増えています。

このように、ICTを活用した授業は日常的に行われていて、教師の授業スキルは向上しています。

次に、タブレット導入による教師の授業準備負荷の増大に伴う職場環境の悪化についてです。

タブレット導入当時は、ICT機器の操作方法やアプリケーションソフトの使用方法が分からず、負担を感じている教師もいましたが、1年が経過し使い慣れたことで負担は軽減されつつあります。また、大型モニターを活用することで、今まで行っていた紙の教材作りに費やす手間が省け、授業準備にかかる負荷が軽減されました。

一方で、操作方法に自信が持てず、負担を感じている教師も見られます。

そのため、ICTを活用した授業スキルの向上を図るための研修会を引き続き開催するとともに、ICTの活用方法をサポートするICT支援員の市教育委員会への配置を検討していきます。

次に市学力向上研究委員会、ICT連絡会議でのICT教育の成果と課題についてです。

市学力向上研究委員会でのICT教育の成果としては、ICTを使った公開授業を実施して、その活用方法を教師間で共有したことにより、教師用タブレットと大型モニターを活用した授業が日常的に行われるようになりました。

ICT連絡会議でのICT教育の成果としては、アプリケーションソフトの活用方法を学ぶ研修会を開催したことにより、「チームズ」のテレビ会議機能を使ったオンライン授業の実施、チャット機能を使った教師や児童生徒同士の意見交換等、授業の実践に広がりが見られるようになりました。

一方、課題としては、ICT機器やアプリケーションソフトの活用方法を習得する学年ごとの達成リストの作成、タブレットを活用した家庭学習の推進、情報モラル教育の更なる充実等が挙げられます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。前回、私は質問で、ICT、タブレットの教育について懐疑的な部分もあるというお話をしたと思いますが、今回の質問でかなり多岐にわたって綿密な分析がされているということを知って安心しております。継続して、ぜひ新しい教育方法として根付きますように期待するところです。

そこで、再質問をいたします。

実は、私の家のところは、笛吹高校の高校生と、中学生と、南小学校に行く子どもたちが通学路として通っております。それで、先ほど渡辺清美議員からも通学路の事故防止についての質問があったんですが、実はその子どもたちの荷物のお話です。小学校、中学校、高校生の中で最も大きい荷物を持って通学しているのが中学生なんです。この間、どのくらい重いのかなって、量ってみました。実は12キロです。12キロの荷物をリュックに背負って、自転車に乗っ

て、なおかつクラブの道具を持って通学をしております。

もちろん、ヘルメットとか、そういうのはきちんとかぶって通っておりますけれども、それにつけても、毎日12キロを背負って通っていることはどうなんだろうかと思って、教育委員会さんに質問してみました。そうしたら、教育委員会さんでも同じような理解をしていると。ただし、それだけじゃなくて、学校の資料等々は学校に置いていくようにという指導をして、軽減化を図っているんだという。置いていっても12キロを背負うんです。

一方、自主学習を推奨している観点からすると、学校に資料を置いていったら、自主学習が十分、お家ではできないことになるということもあります。

そこで、タブレットを利用して、資料集をみんなタブレットに入れちゃうとかして、軽量化を図ったらどうかという提案ですけど、このことについていかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野正博議員の再質問にお答えいたします。

国では、令和6年度にデジタル教科書の本格導入を目指しています。これにより、重い教科書等を持ち運ぶことなく、児童生徒の荷物を減らすことにつながるものと考えています。

今後も学校を通して、さらに工夫ができないかということで考えていきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。交通安全の観点から、ぜひ検討をお願いしたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

第2問目は、笛吹市公共施設等総合管理計画についてです。

平成29年2月に作成した笛吹市公共施設等総合管理計画によると、平成26年度末時点の、公共施設（建築物）の用途別整備状況では、総床面積は26万1,776平米となっています。

これをすべて維持し続けた場合の、将来的に発生する建て替えや大規模改修などの更新費用を試算すると、2053年までに1,033億円、年平均27.2億円の更新費用が必要という見込みになっています。

ところが財政見通しでは、年間11.2億円の更新可能額と見込まれており、この27.2億から11.2億円を引いた16億円が不足として生じるということの予測から、計画では59%程度の更新費削減が必要との結果となっています。これを達成するためには、①公共施設保有量の30%削減、26万1,776×0.3だと、床面積だと7万8,500平方メートルの削減が必要。金額ベースに直すと年間8.2億円の削減となります。

これだけではまだ足りなくて、②大規模改修を実施せず、継続使用する。これは約6.1億円の削減。③長寿命化による利用期間の延伸を図って2.3億円、年間削減する。

これを、3つを足し算すると、ようやく16.6億円ぐらいになって、出入りが合ってくるということになります。

そこでお伺いします。

(1) 平成28年度の公共施設保有量は、26万1,776平米ですが、R1年度の公共施設の保有量は、27万783平方メートルと約9千平方メートル増加しております。削減となっていないが、見解を伺います。

(2) 非常に高い削減目標と思うが、見解を伺います。

(3) 平成29年度から5年を経過しているが、①、②、③それぞれの実績値について、伺います。①については、削減床面積と金額が分かれば教えていただきたいと思えます。

(4) 建て替えおよび、大規模改修事業が集中する期間があります。対応策について伺います。

(5) 期間を定めての検証、いわゆるマイルストーンが必要と思えますが見解を伺います。

(6) 平成27年から新たに造られた施設について、笛吹市公共施設等総合管理計画との整合性について伺います。

(7) 笛吹市公共施設等総合管理計画作成にあたり、市民へのアンケートを実施していますが、計画へどのように反映しているのか、伺います。

(8) 財政見通し11.2億円更新可能額を増やすような施策についても検討すべきと思えますが、見解を伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、平成28年度から令和元年度にかけての公共施設保有量の増加についてです。

令和2年度に個別施設計画を策定するに当たり、改めて、施設情報を精査したところ、公共施設等総合管理計画における施設保有量は、プールやグラウンドの付帯施設など約9千平方メートルが計上されていませんでした。

これを修正するために、昨年度、公共施設等総合管理計画追補版に追加しました。

次に、非常に高い削減目標についてです。

公共施設等総合管理計画において、本市では、現在保有する公共施設をこのまますべて維持していくことは、財政面で不可能ということが分かりました。

安全で持続可能な市民サービスを確保・提供していくために、今後も目標達成に向け、効果的・効率的な公共施設等の整備および管理運営に努めていきます。

次に、平成29年度から5年間の実績値についてです。

平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画において、公共施設の将来更新費と財政の見通しを比較した結果、本市が保有する公共施設の建築物の延べ床面積を今後38年間で30%削減する必要があるとの課題が明らかになりました。

この課題を解決するため、市が保有する公共施設やインフラ施設ごとの中長期的な維持管理および改修のほか、建て替えなどに係る更新コストを削減するとともに、平準化を図ることとして、令和3年3月に、個別施設計画および長寿命化計画を策定しました。

これまでに八代御所保育所、石和長塚団地など、5年間で5,104.84平方メートルの延べ床面積を削減するなど、公共施設の集約化、複合化、用途の変更、廃止等を計画的に進め

ています。

次に、建て替えおよび大規模改修事業の集中に対する対応策についてです。

個別施設計画では、施設の予防保全を行い長寿命化を図ることで、大規模改修や建て替えの時期を遅らせるなどの方法を用い、大規模改修や建て替え事業を平準化しています。

次に、期間を定めた検証についてです。

公共施設等総合管理計画は、計画期間が38年と長期にわたるため、10年ごとに見直しを行い、その際に検証を行うこととしています。

個別施設計画においては、工程管理を行う中で、随時検証しています。

次に、新たに造られた施設との整合性についてです。

個別施設計画では、平成27年度以降に整備した公共施設も含め、すべての公共施設を対象としています。

公共施設等総合管理計画には、昨年度策定した追補版において反映し、整合性を図っています。

次に、市民アンケートの計画への反映についてです。

公共施設等総合管理計画を策定するに当たり、平成27年12月に、今後の公共施設の在り方に対する市民ニーズを把握するための市民アンケートを実施しました。

アンケートの結果、「公共施設の老朽化問題の現状を理解している」と回答した方が6割を超え、「公共施設の必要性を見直して、市民ニーズや財政状況に見合った内容に縮小または集約する」と回答した方が約9割となるなど、多くの方が公共施設の在り方に問題意識を持っていることが分かりました。

アンケート結果については、「公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針」および「施設類型別の管理に関する基本的考え方」に反映しています。

次に、更新可能額の増額についてです。

公共施設等総合管理計画を策定する際に、施設の更新費の基準を用いた平成27年度の財政推計は、その後の社会情勢の変化等により、現在の財政推計と乖離しています。

今後は、毎年度更新する財政推計を注視しながら公共施設の適正管理を計画的に進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。足の非常に長い計画なんですが、これをやらない限り、あるいは達成しない限り、財政的な、笛吹市の健全財政の運営はできないというように私は捉えています。

そこで再質問いたします。

7つの町村が合併した笛吹市は、旧町村時代に建設された多くの類似施設があります。これらの施設が老朽化したとき、建て替えが必要となりますが、そのまま建て替えるのではなく、総合化や複合化を検討して、市民のニーズに合った施設となるよう、また合併メリットが十分生かせるような計画となっているか伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

個別施設計画は、市民の利便性の向上、財政の効率化、広域的な視点によるまちづくりといった合併によるメリットを生かした計画となっています。

今後も笛吹市として、身の丈に合った施設保有量や、全市的な利用の観点に立った施設配置とするため、市民の皆さまに丁寧にご説明しながら、施設の集約化、複合化、用途の変更、廃止等を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。先ほど、部長がおっしゃられた最後のところが大事で、十分に市民に説明をして理解を求めると、ここをないがしろにすると、今まで使っていたものがなくなっちゃうわけですから、ここを理解してもらうためには、かなり時間を要すると。あるいは、時間を使わなければいけないと、私は思います。

現状ある施設の複合化を積極的に行って、笛吹市の財政の健全化を施行しながら、旧町村の特徴を生かすとともに、旧町村の垣根を取り払い、一体感のある笛吹市となるよう、その核となる笛吹市公共施設等の総合管理計画の推進を望みます。

以上、私の質問はここまでなんですが、実はコロナが非常に長時間で戦いが続いております。地域の行政区間の行事等々が、みんな中止になっております。困難なときだから、共に力を合わせなければいけないということだと思っておりますが、この中で一言だけ、ノーベル賞を取ったマザー・テレサの言葉を最後にお伝えして終わりたいと思います。マザー・テレサはこうに言っております。「人間のほほえみ、人間のふれあいを忘れた人がいます。これはとても大きな貧困です」。このことを胸に入れながら、ぜひ、温かみのある行政をお願いして質問を終えます。

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑、質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時35分といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時35分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

6番、武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

通告に従い、米国産の桃輸入解禁について、質問いたします。

質問の前に、市内において新型コロナウイルスに感染された皆さまにお見舞い申し上げるとともに、医療従事者をはじめ、感染拡大防止に取り組まれている関係者の皆さまに感謝と敬意を表する次第であります。

それでは、以下質問に入ります。

昨年8月19日に、農林水産省は生産者に事前の情報提供をせず、米国産スモモの輸入が解禁されました。農家や農業団体などからの抗議に、2カ月後の10月、県内での生産者向けの説明会を開き、農家の支援策などを説明しました。

さらに、アメリカから本年2月、国に対して米国産桃の輸入解禁要請があり、日米間で植物検疫に関する協議が始まりました。

輸入規制解除の動き・検疫について、農林水産省は「検疫などの調査はこれからなので現時点では不透明」と説明しています。要請から解禁までの期間について「短くて3年、長ければ20年かかるケースもある」といわれておりますが、私ども笛新会では、4月28日の会派打ち合わせ会で、国際法に精通している米国であることから、最短の3年で国は解禁すると考えて、速やかに議会と市が一丸となって取り組むことが必要であると結論し、保坂議長が執行部との対策に当たることいたしました。

日本一の桃生産地笛吹市に、2019年度から20年度に流行した桃のせん孔細菌病に続き「令和の黒船」が来航したと捉えるべき事態であり、生産性を高める取り組みにより収穫量と収入増を図ることや、複数年の期間が必要と思われる、高品質で高価な桃のブランド化などの対策が喫緊の課題であります。

この件に関し、笛吹市の基幹産業である桃の生産量について、アメリカでは缶詰やパイ生地で作った器の上に、クリーム・果物などを盛りつけた菓子であるタルトなどによく使われる黄桃やネクタリンが主流のようですが、国連食糧農業機関の統計によると、ネクタリンを含む桃の生産量トップは中国の1,583万トンで半分以上を占め、米国が6位の73万9,900トン、日本は21位の10万7,900トン、うち山梨県は3万700トンであります。国内生産量ランキングにおいて、1位は山梨県で30.74%、2位は福島県で23.05%となっております。

国内の連携組織である「桃産地協議会」は、国内における桃生産地の自治体などが相互に連絡を取りながら、桃の消費拡大および輸出に向けた調査研究など、国内桃産地の活性化に努めることを目的に、平成27年4月17日に設立され、同時に「第1回全国桃サミット」が笛吹市で開催され、平成30年には福島市において「第2回全国桃サミット」が開催され、要望活動を行いました。桃産地協議会には全国の29の自治体、農協の団体が構成員となっております。

以上のことから、桃生産農家にとって大いなる脅威と捉えられる輸入解禁に備え、早急に山

梨県や桃産地協議会などと連携し、国へ行動すべきであると思います。

このような中、桃産地の強化に向けた取り組みを図るため、過日、山下市長が先頭に立ち、保坂議長ほか議員団などと、山梨県による国に対する働きかけを要請したとのことですが、その内容など次の点について質問いたします。

1つ目は、桃の輸入規制解除に関する、農林水産省が行う「植物防疫法」による検疫有害動植物などの検疫方法など、内容についてご教示お願いいたします。

2つ目に、笛吹市の今後の対応・対策について、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

まず、桃の輸入規制解除に関する検疫方法等についてです。

桃をはじめ、輸入が禁止されている植物に関して、他国が輸入解禁を要請する場合、要請国は、農林水産省に対し、輸入解禁を希望する旨を要請するとともに、輸入解禁希望植物および対象病害虫を明らかにした試験、または調査の計画を提出します。また、この計画に基づいて、対象病害虫を完全に殺虫、または殺菌することが可能であることなどを示すための試験、または調査を実施した上で、その結果得られたデータを、農林水産省に提出します。農林水産省は、提出されたデータが科学的かつ技術的に適正な試験または調査により得られたものであると確認できた場合、要請国に植物検疫の専門家を派遣し、現地での確認試験または確認調査の実施に立ち会います。

その後、農林水産省は、試験または調査の結果および現地確認の結果をもとに、公聴会や一般公募により集めた意見を踏まえ、輸入解禁の妥当性について検討を行い、妥当と認められるものについては、輸入解禁のために所要の省令改正等を行うこととしています。

次に、市の今後の対応・対策についてです。

市では、国の輸入解禁協議を注視しながら、県やJAなどの関係機関と連携した対応を行っていきます。また、国内の桃産地が協調した行動をとれるよう、本市が会長を務める全国桃産地の自治体やJAで構成する日本桃産地協議会においても、情報共有や連携強化を図ります。

また国に対しては、米国産桃に関する現地実態調査および影響額の試算ならびに国内産地への情報提供および産地強化のための予算拡充などの要望活動を行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。ただいまの答弁で、食物検疫当局は試験または調査の結果および現地確認の結果をもとに、輸入解禁の妥当性について検討を行い、妥当と思われるものについては所要の省令改正などを行うとのことですが、伺います。

輸入要請から解禁までの期間について、スモモでは4年と3カ月で解禁されておりますけれども、桃の解禁に関して、国からは現段階での見込みの行程は示されているのか、お伺いいたし

ます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

武川則幸議員の再質問にお答えします。

桃の解禁につきましては、現在、国から解禁までの行程表が示されておられません。このことから、国に対し、行程表等の情報提供を働き掛けていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。5月12日に山下市長と保坂議長の連名で、山梨県知事に科学的観点から厳格かつ厳正な輸入解禁手続きを実施するとともに、産地に対し進捗状況を随時提供すること。2つ目に、米国産桃の現地実態調査および影響試算を実施し、速やかに産地へ情報提供をすること。3つ目に、改植など、産地強化のための予算を拡充すること。4つ目に、米国、中国、ベトナム、フィリピンなどへの桃の輸出にかかる検疫条件を早期に設定することの4項目を国に対し働きかけるよう、要請しました。

これに対し、県は早速この夏に米国産桃の品質や生産、販売状況などの実態調査を米国で行うと明らかにいたしました。

また、県は農林水産省を訪れ、情報の迅速な提供と産地強化策の拡充などを要請したと報じられております。

山下市長におかれては、日本桃産地協議会の会長として、全国の桃産地の不安を国などに対して要望することが必要と思うことから、できる限り早期に第3回全国桃サミットを開催されることを期待します。

私は、アメリカから保冷設備のある大型タンカーでの輸入や、国土が広いアメリカは航空機を使用した人と物の移動が多様化されており、保冷库付きの飛行機がピストンで輸入される事態を思うと心配でなりません。

また、笛吹市の農家は、早生種のちよひめ、はなよめからはじまり、日川白鳳、一宮白桃、なつっこ、幸茜、ゴールデンなど、収穫時期をずらして収益を上げていますが、例えば米国から日本の市場への到達時期が早生種などの出荷時期に、米国産白鳳級の桃が国内市場に入れば大きな打撃を受けると思います。想定できないことが起きるのではないかと心配でなりません。

大変不安な米国からの桃の輸入解禁です。果樹の改植や、優良品種を作っていくには時間がかかるので、実際に米国産の桃が入ってくる前から対策が必要で、優良品種に改植する場合の植え替えにかかる費用や、未収穫期間の栽培管理費を補助してもらうなど、桃の輸入、輸出に関する行政の役割は大変重要であると申し上げて私の質問は終わりますが、桃サミット開催や輸入、輸出に関して、市長のほうで一言あればお願いをしたいと思っております。

○議長（保坂利定君）

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。陳情に県に伺った際、議員の先生方にも議長をはじめ、大変なお時間をいただきまして、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど武川議員からお話がありましたように、4項目についてですね、県のほうに要望させていただきました。その際にも知事のほうから、基礎自治体のほうのほうですね、産地協のほうでも連絡を取って、しっかり取り組んでくださいという話もありましたので、早速、連絡を取らせていただいております。

1週間ほど前に福島市の木幡市長とお話をさせていただきまして、電話ですけれど、とにかくこういうことなので、まずは事務方でよく協議をさせていただいて、サミットを開くかどうか、それはちょっとこういうご時世ですからいろいろありますけれど、リモートです、まず事務方でよく話をしながら、当然うちは4項目、これを出しましたけれど、福島市は違う考え方を持っているかもしれませんし、もっと言いますと、紀の川さんもどういう考え方をしているかというのが分かりませんから。うちはあくまでも4項目を出したんですけれど、そういうふうな部分もですね、まず事務方でよく詰めろという指示を出してありますので、福島さんとも協議を始めております。

それと7月1日にちょうど大阪に入りますので、紀の川はすぐ大阪の下にありますので、7月1日、岸本市長に面会する予定になっておりますので、私自身が。ですので、その部分で共通の認識、また今後ですね、どういう対策を進めていくかということ、ちょっとお話を直接させていただく予定にしております。

いずれにしても、産地協のほうでですね、まず役員の方々、リモートになってしまうかとは思いますが、まずしっかり事務方、そしてまたわれわれ責任者が出て行ってですね、お話ができるような体制づくりをできるだけ早くつくりたいと思っておりますので、また議員の皆さま方のご指導をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。市長におかれましては、多忙の中ではありますが、職員の先頭に立って、笛吹市の基幹産業である農業推進のために、引き続きご尽力をいただきたいと思います。

関係職員の皆さま方につきましては、問題意識を持って、対応、対策に当たられることを要望いたしまして、以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑、質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、岡由子君の質疑および質問を許可します。

1番、岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

新風会の岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

1. がん検診の受診率向上に向けて。

国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。がんを早期に発見し、その後続く診断および適切な治療に結びつけることにより、がんによる死亡を防ぐことができます。

そのため、死亡率減少の効果があると示されたがん検診を正しく実施することが必要です。1人でも多くの市民ががん検診を受けることが、がんによる死亡を今よりも減らすことができます。

厚生労働省では、がん検診の受診率を50%以上とすることを目標に、がん検診を推進しています。がん検診の効果について評価を行い、科学的根拠に基づいて効果がある5つのがん検診を勧めています。こうしたがん検診が市町村の事業として行われるよう、指針を示しています。

その内容は、胃がん検診は50歳以上で2年に1回、肺がん検診は40歳以上で年1回、大腸がん検診は40歳以上で年1回、子宮頸がん検診は20歳以上で2年に1回、乳がん検診は40歳以上で2年に1回を推奨しています。

しかし、日本のがん検診受診率は約40%で、未受診者が6割近くにのぼります。内閣府が実施した令和元年がん対策・たばこ対策に関する世論調査によりますと、未受診者の男女ともに「受ける時間がないから」との回答が最多でした。

また、乳がん、子宮がん検診では年齢別にみると、29歳以下の世代で、ほかの世代に比べ、受診率が低い傾向にありました。

がん検診について、その重要性や正しい知識が周知されていない可能性があります。若い世代への啓発も重要になります。

女性は検査に伴う苦痛に不安があるとの回答も多かったため、勧奨の段階から検査方法について案内するなど、不安を取り除くためのサポートも必要と考えられます。

受診率を上げるためには、未受診者への受診勧奨は必要です。しかし、わが国では市町村で受診するもの、職場で受診するもの、人間ドックなどを任意で受診するものなど、検診を提供する期間は多数存在し、それらのデータを一括に集約する仕組みがありません。そのため、誰がどこのがん検診を受けたのか、未受診者は誰なのかを把握することは困難です。

医事新報2012の論文の中に、医療保険種別に見た5つのがん検診受診率を男女別に示したデータがあります。それによりますと、共済組合、健康保険組合、協会健保、市町村の国民

健康保険加入者の比較では、すべてのがんで市町村の国民健康保険加入者の受診率が男女ともに一番低くなっています。

本市でも国民健康保険加入者が多く存在していますので、受診率向上のために効果的な勧奨が必要かと思います。

そこで、これら5つのがん検診について、本市での取り組みをお伺いいたします。

(1) 本市では、市民に対してこれらのがん検診を推奨していますか。告知方法はどのように行っておりますか。

(2) それぞれのがん検診の受診率は、年代別にどのようになっていますか。

(3) 自己負担の必要な検診はありますか。

(4) 婦人科がん検診は、女性が健康で働き続ける環境を整えることで社会の中で活躍できると思います。市民に対して、どのように啓発・周知活動をしていますか。また、市では女性職員に対して、受診促進に向けた取り組みを実施していますか。具体的な内容はどのようになっていますか。

(5) 市職員に対して、これらのがん検診を推奨していますか。告知方法、受診率、費用負担はそれぞれどのようになっていますか。特に、大腸がん検診は合併のころから現在まで定期健康診断の検査項目から外れていると聞きました。今後、検診を実施する考えはありますか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、市民へのがん検診の推奨と告知方法についてです。

市では、集団健診、個別検診、国保人間ドックにより、厚生労働省が定めている「がん検診実施のための指針」に基づいた、「胃がん検診」、「肺がん検診」、「大腸がん検診」、「子宮頸がん検診」、「乳がん検診」を行っており、市の広報紙やホームページを用いて市民に検診を受けることを推奨しています。

告知方法については、検診の実施方法の周知と希望調査を行う、各種検診希望調査書を毎年全世帯に郵送しています。

また、国の施策に基づき、子宮頸がん検診は21歳、乳がん検診は41歳になる女性全員に、無料のクーポン券とがん検診手帳を郵送し、検診の必要性について周知するとともに検診の受診勧奨を行っております。

次に、がん検診の受診率についてです。

令和3年度のがん検診の受診率は、胃がん検診が40歳代は20.7%、50歳代は22.4%、60歳代は21.5%、70歳代以上は5.6%でした。

肺がん検診は40歳代が42.4%、50歳代が46.6%、60歳代が56.8%、70歳代以上が30.7%でした。

大腸がん検診は40歳代が36.2%、50歳代が44.4%、60歳代が51.4%、70歳代以上が24.9%でした。

子宮頸がん検診は20歳代が34.3%、30歳代が67.0%、40歳代が68.8%、50歳代が65.5%、60歳代が42.3%、70歳代以上が8.9%でした。

乳がん検診は40歳代が63.4%、50歳代が64.1%、60歳代が51.8%、70歳代以上が23.1%でした。

次に、がん検診の自己負担についてです。

いずれのがん検診も、無料クーポンの対象者を除き、受診者が検診費用の一部を自己負担しています。

次に、婦人科がん検診の受診促進に向けた市民、市役所女性職員に対する取り組みについてです。

新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、子育て支援センターや図書館、女性団体が集まる機会に出向き、がんの予防と早期発見の重要性について健康教育を行っていました。現在は、感染拡大防止のため、健康教育を実施する代わりに、がんに対して関心を持ってもらい、検診を定期的に受けることを推奨するため、リーフレットを配布しています。

また、「子宮頸がん検診」、「乳がん検診」を申し込んだものの、受診の確認がとれず、受診券の有効期限が近づいている方に対しては、受診勧奨として、早期に検診を受けるように個別に通知しています。

市の職員健診では、「子宮頸がん検診」および「乳がん検診」を検査項目としていないため、女性職員に対して、人間ドックや集団健診を利用した積極的な受診を促しています。

次に、市職員に対するがん検診推奨の状況および大腸がん検診の実施についてです。

市町村職員共済組合の発行するお知らせなどを通じ、職員に対して、がん検診の受診を促しています。

職員のがん検診の受診率については、職員健診および人間ドックの利用状況から、40歳以上の職員のうち、「胃がん検診」が約75%、「肺がん検診」がほぼ100%、「大腸がん検診」が約53%、また、40歳以上の女性職員のうち、「子宮頸がん検診」および「乳がん検診」が約73%と推計しています。

受診時の費用負担は、職員健診を利用する場合は無料、人間ドックを利用する場合は、市町村職員共済組合から受診費用の65%が助成されます。

なお、「大腸がん検診」については、現在、職員健診の検査項目ではありませんが、職員が健康に働き続けられる職場づくりの観点から、検査項目に追加することを検討します。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございました。全国の数値から見て、笛吹市は受診率が高いほうだと思いました。それはたぶん職員の方々の日ごろのフォローアップにかかっているのかなと思いました。引き続き、またお願いしていきたいと思います。

4番について、再質問させていただきます。

市民への告知、受診勧奨については、国の施策に基づき、子宮頸がん検診は21歳以上、乳がん検診は41歳以上になる女性全員に無料のクーポン券と、がん検診手帳を郵送しているとのことでしたが、国立がんセンター調査によりますと、15歳から39歳のがん患者の75.9%は女性が占め、部位別では乳がんと子宮頸がんが突出して多くなっています。40歳以下

の女性に対しても、乳がん、子宮頸がんの検診の必要性を告知し、受診勧奨を行う必要があるかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の再質問にお答えいたします。

子宮頸がん検診につきましては、すでに21歳以上の女性に各種検診希望調査書で告知し、受診を推奨しております。

乳がん検診につきましては、国が定めたがん検診実施のための指針で、40歳以下の女性は対象となっていないため、受診を推奨しておりませんが、本市では40歳以下の女性にも乳がんについての正しい知識と、がんに対して関心を持ってもらうことを目的としまして、リーフレットを配布しております。今後も引き続き周知を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございます。社会で働き続けるためには、男性も女性も健康であることがとても大切になるかと思えます。2人に1人ががんにかかる時代、がん検診は必要不可欠なものかと思えます。検診を知らなかったということでは困りますので、そういうことのないように、引き続き周知のほうをお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

新道峠の観光への活用について。

昨年、新道峠にFUJIYAMAツインテラスがオープンし、その素晴らしい眺望は話題となり、多くの観光客が訪れました。本年になってからも、5月末までに4,500の方がテラスを訪れ、富士山の絶景を楽しみました。

しかし、新型コロナウイルス感染症のまん延により、思うように活かしきれなかった部分もあるかと思えます。

本年は、現在のところ全国的に見ても行動規制のある地域もなく、日常を取り戻しつつあります。送迎バスは4月25日から11月28日までの運行が予定されており、残すところ5か月余りの運行となります。

市のホームページに、プロモーションビデオによる新道峠の魅力を感じることができます。しかし、送迎バスの運行時間は午前9時から午後4時に終了となり、プロモーションビデオにあるような風景を、実際に見ることはできません。

新道峠は、長距離を移動するアサギマダラという蝶の飛来地でもあります。アサギマダラが好む、フジバカマの保護活動に取り組むことで、自然を生かした観光や地球環境を保護する活動は多くの共感を生み、新たな観光資源となるでしょう。

自然を楽しめる場所としての魅力を発信し、新道峠のファンを増やす努力が求められるかと思えます。

そこで、観光シーズンに向けての取り組みについてお伺いいたします。

(1) 昨年11月から延期されたままのフォトコンテストの再開予定はありますか。

(2) 新道峠プロモーションビデオは素晴らしいですが、一般市民が徒歩以外で見ることができない風景です。深夜や早朝のツアーなどの予定はあるのでしょうか。

(3) 令和3年第4回定例会で一般質問させていただきました、アサギマダラなどの自然を楽しむ場所としての魅力発信の予定はありますか。

(4) 新道峠の自然保護のためのクラウドファンディングや、ふるさと納税を活用する考えはありますか。

(5) 子どもたちが夏休みとなる8月は、市内では桃・ぶどう関連の観光も繁忙期となります。その時期に合わせた送迎バスの増便予定はありますか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、フォトコンテストの開催についてです。

F U J I Y A M A ツインテラスのオープンを記念し、新道峠から富士山を望む眺望の美しさを多くの方に知っていただくことを目的とした、フォトコンテストの開催を11月に予定しております。

現在、市のホームページに記事を掲載し周知しています。

次に、早朝や深夜のツアーについてです。

早朝ツアーについては、7月から9月までの毎週日曜日に、石和温泉旅館協同組合が観光客と併せて市民の方々を対象として実施する予定です。

また、深夜のツアーについては、現在新道峠には電気の供給がないことから、足元も暗く、林道からの転落のおそれがあるなど、安全が確保できない状況です。

現在、水ヶ沢林道入口ゲートからF U J I Y A M A ツインテラスまでの電力供給について東京電力と協議を行っています。今後、林道での安全確保を図りつつ、深夜のツアーについて検討します。

次に、自然を楽しむ場所としての魅力発信についてです。

渡り鳥のように長距離を移動する蝶「アサギマダラ」が、春と秋に新道峠に飛来し観察できることを、笛吹市観光情報の発信に特化したポータルサイト「ふえふき観光ナビ」に掲載しています。

5月には、アサギマダラの好むフジバカマを新道峠周辺に植栽しました。今後は、アサギマダラの飛来時の写真や周辺で観察できる山野草の情報を、「ふえふき観光ナビ」やSNSを活用し適時発信していきます。

次に、新道峠の自然保護にクラウドファンディングやふるさと納税を活用する考えについてです。

新道峠の本市側の森林は、水源かん養保安林に指定されているため、樹木の伐採制限などがあり、現状では森林の保全が十分に図られています。

ツインテラスの開設以降、多くの方が訪れていることから、これまで以上に周辺環境の保全

に配慮する必要があると考えますので、クラウドファンディングやふるさと納税を活用した自然保護の取り組みも検討していきます。

次に、8月の送迎バスの増便についてです。

昨年は、すずらん群生地バス停からの送迎バスの乗車が多く、乗車待ちが見受けられました。

この状況を解消するため、今年は4月の運行時からすずらん群生地バス停とFUJIYAMAツインテラスの間の送迎バスの本数を増やした結果、乗車待ちも見られず順調な運行が行われています。

多くの方々が訪れる夏休み期間中においても、バス運行委託先である、笛吹市バス協議会と連携を図り、臨時便の運行により対応します。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございました。非常に観光にも、自然にも注目して取り組んでいただいていることがよく分かりました。

(1)について、再質問させていただきたいと思います。

FUJIYAMAツインテラスオープン記念新道峠フォトコンテストは、ホームページでは11月開催予定となっておりますが、笛吹市の観光は8月にはハイシーズンとなります。フォトコンテストの告知は、7月には実施できたほうが夏のツインテラスの宣伝にも通じるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

岡由子議員の再質問にお答えします。

夏の期間に、ツインテラスのPRにつなげるよう行っていきたいと考えております。

また多くの方に、応募していただけるよう、早急にフォトコンテストの実施要項を決定し、7月から告知を行って行っていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございます。早急に取り組んでいただけるということで、大変心強く思いました。

観光を推進するために、SNSを利用したり、その費用効果の高いものとして、いろいろなツールがあるかと思います。市民が参加できるような、人気投票など、スマホからもでも投稿できるようなシステムもあるかと思います。そういったSNSを利用して、海外の方へのアピールも引き続きやっていただければと思いました。

笛吹市が自然も豊かで、観光も力を入れている良い場所であるということを世界にアピール

していただくために、ぜひ今後ともご検討をいただければありがたいなと思いました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

3番、山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

新風会の山田宏司でございます。よろしく申し上げます。

はじめに、私が議員になり、2度目の迎えた春も終わりを告げました。今年も何事もなかったようにいつもと変わらず桜が咲き、桃の花が咲きました。

しかし、世間では新型コロナウイルスのまん延やロシアによるウクライナ侵攻と先の見通しがきかないことが起こり、人々の生活や経済に多大な影響が出ています。そんな中でも、時間は止まってくれず、季節は移りかわってしまいます。

今、ようやく国外からの観光客の入国が再開されました。景気回復のための反転攻勢の時が来たのではないのでしょうか。この時を逃さず行動していただきたい。本市には、それができる観光資源と行動力があります。活気ある笛吹市を取り戻すために、頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

消防団を取り巻く現状と今後について、お伺いします。

地域消防団への新入団員の減少で人員の確保も難しく、これにより団員の高齢化も大きく進んでいます。地域の消防団では部長を3回目、4回目と行う部もあり、定数20名の氏名が名簿に載っているが実際に活動を行っている団員は4、5名という現状であります。この少人数での活動は団員の大きな負担となっており、被雇用者の団員が80%に近い現状で、すでに活動の限界点を超えているのではないのでしょうか。

新入団員の確保が非常に難しくなっている今、団員の所属年数は10年を軽く超え、中には20年以上という団員もおおり、私生活への影響も出ています。残念ながら今のままでは、今後も所属年数はますます延びることでしょう。今居る団員も新入団員の確保へ向けて様々な努力は行っています。決して努力を怠っているのではなく、努力をしても見つからないのが現実です。努力をしている者へ更なる努力を求めるのは、いかがなものかと考えさせられます。

新入団員の確保の難しさは、生活環境と社会環境の変化が大きく起因していると考えられま

す。1つには、行き先の見えない不景気で働かなければ生活が不安になることや、事業所の消防団や地域活動への理解度の差も関係するのではないのでしょうか。新入団員の確保には、今いる団員や行政区だけの努力では解決できないと考えます。

本市では、職員の採用要件に、市内に住むことと住んだ地域の消防団で2年間の研修を行うとあります。実際に石和町下平井地区の消防団へは、数名の職員が入団し、研修していると聞いています。研修期間だけではなく、長く務めていただけることを希望します。

以上を踏まえて、お伺いします。

(1) 市川三郷町などのように団員の定数、手当の見直しを本市でも行ったらどうかお伺いします。

(2) 消防団本来の活動以外に役割が増えることで、出労回数の増加も団員の負担になっているのではないのでしょうか。負担を軽減するために役割の見直しも検討してみてもどうか、お伺いします。

(3) 新入団員の確保に向けて行政でも広報に載せるだけでなく、更なる積極的なPR活動を行うべきと考えますが見解をお伺いします。

(4) 現在、消防団員の所属している事業所では、消防団活動への理解は、ある程度されているかと思えます。しかし、事業所の消防団活動への理解度は事業所によって異なっており、残念ながら中には不理解な事業所もあることでしょうか。そこで、消防団活動への理解度の差をなくすため、消防団員の所属している事業所へ行政から更なる協力要請を行ったらどうか。

また、要請を行っても理解を得られず団員の不利益になるようなことがあってはなりません。これを防ぐ方策も合わせて考えたらどうかお伺いします。

(5) 入団年齢の規定はないが、暗黙のうちにある程度の年齢条項ができ上がっていると思われれます。入団年齢の大幅な見直しや企業や官庁の定年退職者の入団を認めたらどうか。

また、仕事の都合や生活環境の変化で、やむを得ず途中退団することもあると考えられます。そこで途中退団と途中入団を認め、勤続年数の継続を可能にしたらどうかお伺いします。

(6) 女性の入団を促進するには、解決しなければならない問題がまだまだ多くあると考えられます。核家族化が進み共働きが主流になっている現在、仕事に家事、育児と日々の生活に追われています。また、男性団員の中へ入ることへの抵抗感も少なからずあるのではないのでしょうか。それを踏まえて、考えられる問題点をいかに解決し、女性団員募集を進めるか方針をお伺いします。

(7) 現在行われている消防団の統合ですが、さらに踏み込んだ大幅な統合も今後、視野に入れなければならないと考えます。

例えば、1つの案として小学校の学区に1部、もしくは石和を例に挙げると旧地域、市部、岡部、英、富士見で各1部ということも考えてみてはどうかお伺いします。

(8) 消防団は地域になくてはならない存在であります。しかし、今のまま新入団員が見つからなければ部によっては廃部も視野に入れなければならない、消防団を取り巻く現状は相当厳しいものと考えられます。

地域の消防と防災のことを考えると早急に対策を取らなければならない、待ったなしのところまで来ているのではないのでしょうか。そこで、行政の考える今後の消防団の活動のあり方、将来像をお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、消防団員の定数と手当の見直し、負担の軽減および消防団活動のあり方についてです。

笛吹市消防団は非常備の消防機関であり、常備の消防機関である笛吹市消防本部と協力して、消防防災活動を展開しています。その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、本業を持ちながら、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、自らの意思に基づいて参加する、ボランティアとしての性格も併せ持っています。

近年は、地域社会への帰属意識が希薄化しており、既存の地域組織活動になじみが薄い住民が増加する中で、若年層の入団は年々減少しています。団員の年齢構成は、30代未満の団員の割合が減少傾向である一方、40代や50代以上の割合が増加し、高齢化が進行しています。

本市消防団は、7分団75部、団員の定数は1,747人となっていますが、団員の実人数は1,635人と定数を割り込んでおり、団員数は減少傾向で推移しています。

令和の時代に合った消防団の在るべき姿を描くために、昨年度、全消防団員を対象としたアンケート調査を実施しました。また、県でも各自治体の消防団処遇改善に係る調査が実施されました。これらの調査結果を踏まえ、「消防団員の定数と手当の見直し」、「負担の軽減」、「消防団活動のあり方」について、消防団幹部との協議を重ねています。

次に、消防団員確保に向けた積極的なPR活動についてです。

現在、市の広報紙とホームページなどを活用し、消防団活動のPRを行っています。また、国から配布される「消防団員募集」のポスターを公共施設に掲示しています。

今後は、行政区に対する消防団員募集への協力要請や、イベント等における募集活動を実施します。

次に、事業所への協力要請についてです。

勤め人が消防団活動を継続するためには、勤務先の理解が必要不可欠ですので、市長と消防団長の連名で、勤務先宛てに文書で協力要請を行っています。

引き続き、消防団活動に対し、事業所の理解が得られるよう努めていきます。

次に入団年齢の見直し、中途入退団と勤続年数の継続、女性の入団についてです。

入団年齢は18歳以上とされていますが、上限は規定されていないので、企業等を定年退職した方であっても入団することは可能です。

また、勤続年数の継続は、現在でも可能ですが、転勤などにより一時的に市を離れる団員もいることから、その間も消防団に在籍できるよう、活動休止制度の導入を検討しています。

女性の消防団員については、現在は機能別団員として、市役所の職員で女性消防隊を組織しています。

市民の皆さまが、年齢や性別にとらわれず、消防団員として活動していただけるよう、課題の整理と対応策の研究を進めます。

次に、消防団の統合についてです。

部の統合については、分団ごとに計画を立て進めています。消防団は消防団活動以外にも行政区において一定の役割を担っていることから、地元の理解を得る必要があります。統合対象59部

のうち、統合に至った部は36部となっています。

現在進めている、消防団員の定数と手当の見直しや負担の軽減等の処遇改善を行ったあと、笛吹市消防団のあり方に関する総合的な計画を策定し、統合を進めます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。令和の時代に合った消防団のあるべき姿を描くために協議を重ねている、この言葉に、本市が今後の消防団のあり方について、真剣に取り組む姿勢を持っている、取り組み始めていると受け取りました。協議段階で詳細を話せる状況ではないでしょうが、より良い結論が出る協議をよろしくお願いします。

今まで、なかなか触れられることがありませんでしたが、そこに触れ、改革しようとする姿勢は大いに評価できるものであります。

歴史ある笛吹市消防団未来のために、時代に合った未来志向の消防団として改革されることを切に願います。

地域消防団を取り巻く環境は、時代とともに大きく変化しています。昭和年代では団員はほぼ農家や自営業などで構成されており、先輩・後輩の関係性から新入団員の勧誘や確保は容易で、比較的短いサイクルで消防団員の更新がされていました。

現在では、消防団員の多くは地域外の事業所で働き、年齢も40代前後と入団適齢年齢とされている20代前半との年齢差があり、つながりがありません。また、20代前半の多くは学業や就職のため地域外へ流出しています。そのため勧誘活動も難しく、消防団更新のサイクルが途切れているのが現状です。

一方、新しく地域へ世帯を構える若年層は、地域外からの転入のため、地域との関係性を構築する前の勧誘は難しく、共働きで子育て世代となると、なおさらです。関係性が構築される前の勧誘は、無理をすれば行政区からの脱退を招く恐れがあります。実際に行政区の役員をお願いしたところ、ご理解が得られず行政区を組ごと脱退してしまった例もあります。

このことから、20代前半の適齢年齢者への地域外の流出、転入者との関係性と相互理解、現役消防団員と20代前半の入団適齢年齢者との年齢者によるつながり不足の3つが大きな要因と考えられます。

20代前半の地域外流出を防ぐことは難しく、他の2つを解決するしかありません。現役消防団員と20代前半との世代間ギャップを埋めるために、中間年代の募集と40代から60代までの入団を募ること、転入者の理解が得られるように、消防団活動の役割の見直し、消防団活動以外の出労回数を減らすことなども考える必要があるのではないのでしょうか。

失われた消防団員更新のサイクルをいま一度、再構築することが最重要課題であると考えます。

また、消防団の行政区をまたいだ大幅な統合をして、広域消防団として常備消防に準ずる運用も、今後考えてみてはいかがでしょうか。もちろん、それには地域住民の知識や技術などの向上を図らなければなりません、検討することも必要だと考えます。

消防団員にも家族があり、生活があります。時代の移り変わりで意識や生活様式も変わって

きました。消防団員のあり方を本市としても真剣に検討するタイミングであり、今後、深く活発に議論されることで大きく変わることでしょう。消防団の未来が良い方向に向かうことを信じて、私の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を2時30分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時31分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、落合俊美君の質疑および質問を許可いたします。

2番、落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、通告によりまして2問、質問をさせていただきます。新風会の落合でございます。

最初に、石橋工業団地について質問をいたします。

昭和47年、8年ごろ、境川村石橋、三柵、原地内を中央高速自動車道が通過する旨と併せ、甲府南インターが間門付近に設置されるとの発表がありました。時の村長は、インターが近くに設置されることから、昭和48年12月に「山梨県境川地区農村地域工業導入実施計画」を策定し、「大坪農工団地」と「前間田農工団地」を設定しました。その後、昭和56年8月、62年5月、平成2年2月と3回の計画変更を行い、大坪農工団地を含む「石橋農工団地」と「前間田農工団地」を設定し、農業と工業の調和の取れた地域の発展および就業構造の改善に資することを目的として導入に努めてきました。前間田農工団地には「高畑精工株式会社」が入居しました。

甲府南インターが設置された中央高速自動車道が昭和57年11月10日に全線が開通し、石橋農工団地には、平成2年7月、茨城県に本社を置く「株式会社潤工社」が操業開始、また平成8年11月には県内の大手「飯田鉄工株式会社」が入居とともに、いくつかの企業が入居し、就業および村の税収入等、活性化に寄与してまいりました。

また合併後には行政の努力により多くの企業が入居し、現在圭林バイパス沿いでは某企業が大きな建物を建設中でございます。

山下市長をはじめとする行政関係者の努力により、昭和48年に境川村が計画した「農村工業導入地域」があと少しで完結しようとしています。私も地元出身の議員ですので、石橋工業団地推進には大きく期待しているところですので、以下質問をいたします。

（1）石橋工業団地の総面積は。

（2）現在の入居社数は。

(3) 石橋工業団地内で働いている従業員数は。また、そのうち市内の方は何人か。

(4) 石橋工業団地に企業誘致するために笛吹市になってから道路、水道、下水道のインフラ整備に要した費用は。

(5) 企業誘致予定地の残面積は。また、その残面積は何区画となるか。

お伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、石橋産業導入地区の総面積についてです。

総面積は36万1,657平方メートルです。

次に、現在の入居社数についてです。

石橋産業導入地区には、建設中の企業も含め現在10社が入居しています。

次に、石橋産業導入地区内で働いている従業員数と、そのうち市内在住者の数についてです。

石橋産業導入地区内で働いている従業員数は、令和3年3月31日現在の調査で657人、うち市内在住者は180人です。

次に、笛吹市になってからの道路、水道、下水道のインフラ整備に要した費用についてです。

道路整備に約8,800万円、水道施設整備に約2,300万円、下水道施設整備に約9,600万円となり、総額で2億700万円です。

次に、企業誘致予定土地の残面積、残りの区画数です。

残りの面積は約9万8千平方メートルで、5区画が残っています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

それでは、意見を述べさせていただきます。

石橋工業団地につきましては、昭和48年12月に計画されてから現在で48年経過し、あと少しで事業が完結しようとしています。先ほどの答弁の中で9万8千、5区画とっておりましたが、当時この事業に大変汗をかきました課長さん方も、現在80歳を過ぎておられて、長い歳月がかかったけど、ここまで来て大変うれしいというようなことをおっしゃいました。

企業誘致することで、市民の就業および市の税収入につながりますので、コロナ禍で経済も大変厳しい状況でございますけれども、引き続き企業誘致には努力をしていただき、一日も早い完結を要望するところでございます。

次に、施政方針、再び訪れたいくなるまちづくり事業の中から、「笛吹みんなの広場およびさくら温泉通り賑わい創出事業」について伺います。

笛吹みんなの広場において、5月22日に川中島合戦戦国バトル笛吹みんなの大合戦が、子ども参加型で開催され、大盛況でございました。

また、5月27日から29日の3日間、民間事業者による初めての大規模イベント、オクトーバフェストが開催され、主催者発表で1万2,500人の来場者があったと伺いました。笛吹みんなの広場の可能性を実感させる喜ばしい結果だと思えます。笛吹みんなの広場の可能性を実感させる結果で、また他の事業者のイベント開催にも弾みがつくものと期待をしているところでございます。

さて、令和4年市議会第1回定例会におきまして、山下市長から施政方針の報告がありました。特に目を引くのが「子育てしやすいまちづくり」において、医療費助成の対象年齢を15歳から18歳へ拡大し、令和5年4月からの導入を目指し準備を進めますとの報告でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、子育て世帯の経済負担軽減を図るため、開始時期を本年11月に前倒しし、実施するとのことであり「子育てしやすいまちづくり」の推進の一環となることと思えます。

「人と文化を育むまちづくり」では、浅川中学校の校舎長寿命化改修工事、学校トイレの洋式化、教職員の業務負担軽減の公会計化、「実り豊かなブランド農林業づくり」では、農業塾の推進、農業経営の情報提供の充実。「活力ある地域経済づくり」では、安定した就業機会の確保および人口減少対策として、企業立地の促進、石橋産業導入地区への優良企業誘致、「安全・安心で災害に強いまちづくり」では、令和4年度中に13カ所の指定避難場所への整備等々、数多くの事業内容の報告がありました。

また「再び訪れたくなるまちづくり」では、笛吹みんなの広場およびさくら温泉通り賑わい創出事業を展開し、石和温泉郷の観光拠点として「笛吹みんなの広場」と「さくら温泉通り」を一体的に活用し、多くの方に本市を訪れてもらえるよう、賑わいを創出するイベントを開催し、さくら温泉通りの桜の木174本に約55万球のLED電球を施し、県下最大級のイルミネーションを演出し、冬季における石和温泉郷の新たな魅力を創出することとしていますと報告がありましたので、以下質問をいたします。

(1) 石和温泉郷の観光拠点として「笛吹みんなの広場」と「さくら温泉通り」を一体的に活用し賑わいを創出するイベントを開催していくとのことですが、どのようなイベントを予定しているのか。

(2) 「笛吹みんなの広場・さくら温泉通り賑わい創出事業」として、さくら温泉通りイルミネーション設置は、おそらく県下最大級になるものと思えますけれども、その最大の目的は。

(3) 今年度の事業スケジュールと進捗状況は。

(4) PRはどのように行うのか。

(5) 令和4年度当初予算において、さくら温泉通りイルミネーションリース料を令和5年度から令和10年度の6年間、債務負担行為を設定しているが、その間の管理はどのように行うのかお伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、笛吹みんなの広場とさくら温泉通りを一体的に活用し賑わいを創出するイベントの開催についてです。

観光客の少なくなる冬季に、民間事業者と協力したスイーツマラソンを実施します。

スイーツマラソンは、笛吹みんなの広場をスタートおよびゴール地点とし、さくら温泉通りを周回しながら、周辺の旅館やホテルに設けられた「給スイーツ所」で、一口サイズのスイーツを好きなだけ味わえる、新たなイベントです。

次に、さくら温泉通りのイルミネーションの設置の最大の目的についてです。

観光客だけではなく、市内外の方々にも何度も足を運んでいただく目的地となるよう、県内で最大級となるイルミネーションを施すことで、宿泊や飲食、周遊観光といった新たな需要が喚起され、地域消費を拡大することを目的としています。

次に、事業スケジュールと進捗状況についてです。

5月に一般公募型プロポーザル方式で事業者を募集し、6月1日に事業者選考審査委員会を開催、最適提案者に選定された事業者と6月16日に委託契約を締結しました。

現在、12月の点灯開始に向け、事業者と詳細な協議を行っています。

次に、PRの方法についてです。

市のホームページやSNSを利用し周知するとともに、首都圏を中心としたメディアへの情報発信を予定しています。

さらに、秋には大手旅行会社へのトップセールスを行い、誘客に向けたPRを行います。

次に、令和5年度から令和10年度の6年間の管理についてです。

今回、委託契約を締結した事業者が、電球等を11月に設置し、3月に撤去、その後の7カ月間、劣化を防止するために温度管理された倉庫で保管、維持管理を行います。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

じゃあ、意見を述べさせていただきます。

石和温泉郷の全盛期にはですね、宿泊施設は大小合わせて120件以上あり、規模では熱海に次ぐと言われた、こういった時代もあったそうでございます。しかし、バブル崩壊とコロナ禍で、現在低迷しているものと思われまます。笛吹みんなの広場および、さくら温泉通り賑わい創出事業等、今後も積極的な事業を行い、石和温泉郷、春日居温泉郷はもとより、笛吹市が活気づく事業展開を山下市長に期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、落合俊美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午後3時といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより2問の一般質問をさせていただきます。

1問目、交通弱者を守る官民連携の地域公共交通支援事業整備について伺うです。

昨年12月に、NHKの報道でございましたけれども、警察庁のとりまとめによりますと、2016年から2020年までの過去5年間、登下校中の事故で死亡したり、重傷を負ったりした児童の数が908名にのぼったと報告がありました。

全体では2,729名の中で、およそ登校中が294名の10.8%、そして下校中が614名の22.5%と、特に下校中の事故が多く目立っている状況でございました。またこの数字は死亡者、重傷者が出た事故だけの統計でございました。このほかに軽いケガやケガがなかった事故、また中学生以上のお子さまが含まれていないという、実際によりますと、より多くの児童・生徒が事故の当事者となっているということが浮き彫りとなりました。

昨年、2021年6月28日、千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込んだ事故では、小学3年生と2年生の男子児童2人が死亡する痛ましい事故となりました。また、重傷者も含めて児童5名が死傷をされました。

これを受け、翌月の7月9日、時の菅義偉前首相は、千葉県八街市の北村市長を官邸に呼ばれ、この下校中の小学校5人がトラックではねられた事故に対しまして、この同市内の全小中学校の送迎スクールバス運行を支援する意向を表明されました。またこの際に、「全国に先駆けて八街市でスクールバスを検討しよう」とも述べられ、全国的な事業実施を念頭にモデル事業として位置付ける考えを示されました。

またこれに沿って、昨年11月27日の施行されました「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」、さらに本年5月13日施行されました改正道路交通法などでは、特に75歳以上で普通自動車の対応の免許をお持ちの高齢者に対する保有に対し、一定の違反歴がある方は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検することとなり、検査結果が基準点に満たない場合は、運転免許証の更新手続きができなくなる、いわゆる高齢者ドライバーへの事故防止の取り組みとなります。

今後、笛吹市を取り巻く少子高齢化の中におきます交通弱者と言われる高齢者のみの世帯、さらにはひとり世帯など笛吹市の交通弱者によります地域公共交通の必要性が増す中、これまでのデマンドバス事業や小中学生の通学路への環境整備、これが喫緊の課題となる昨今、学校周辺のスクールゾーン化、スクールバス・タクシーの活用など全国各地で様々な取り組みがされておりますけれども、安心・安全な地域公共交通事業の見直しを求める市民相談を多くいた

だくため、本市の取り組みや今後の事業整備について以下、市当局のご見解を伺います。

(1) 笛吹市営巡回バス、循環バス、デマンドバス、自主運営バス、民営バスなど運行事業内容と成果は。また、今後の課題は。

2として、笛吹市スクールバス運行事業内容と成果、また今後の課題は。

3つ目として、今後、小中学校や各行政区公民館、公共施設をめぐる官民連携による新たなコミュニティバス、スクールバス兼用のいわゆる八街モデル事業への取り組みは。

(4) コロナ禍で燃料資材等の物価高騰の中、高齢者ドライバーに対する運転免許証自主返納者支援事業、今、タクシー券を500円の30枚配布する事業を展開していただいておりますけれども、こういうときになりまして、この配布枚数の増加や、また使用期限の延長などへの見直しはありますでしょうか。

以上、1問目といたします。よろしく願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、市内を運行する市営バス等の運行事業内容と成果、今後の課題についてです。

市内には、市営の一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バス、デマンドタクシー、自主運営バスのほか、山梨交通株式会社、富士急バス株式会社、株式会社栄和交通が運行する民営の路線バスがあります。

令和3年度の運行事業内容と成果は、一宮町を循環し石和温泉駅間を運行する一宮循環バスは、利用者が7,743人、運行経費は1,041万円です。境川町内を巡回運行する境川巡回バスは、利用者が4,916人、運行経費は464万円です。芦川町から石和温泉駅までの間を運行する芦川バスは、利用者が4,717人、運行経費は1,450万円です。

デマンドタクシーは、御坂町若宮から石和温泉駅までの間を運行するみさかルートと石和町東油川から石和温泉駅を經由し山岸地区までの間を運行するふじみルートがあり、2ルートの合計利用者が6,060人、運行経費は1,329万円です。

自主運営バスは、甲府市と共同で委託し、八代町奈良原から甲斐市長塚までの間を運行する路線で、利用者が3万345人、運行経費は1,377万円です。

民営の路線バスについては、山梨交通株式会社は、敷島営業所から石和温泉駅までの間を運行する路線、敷島営業所から八代町米倉、甲府市を經由し敷島営業所に戻る路線などで、利用者が2万16,445人、補助金交付額は647万円です。富士急バス株式会社は、甲府駅から石和温泉駅を經由し富士山駅までの間を運行する路線で、利用者が10万9,106人、補助金交付額は222万円です。株式会社栄和交通は、石和温泉駅から春日居町駅を經由し山梨厚生病院までの間を運行する路線で、利用者が8,934人、補助金交付額は180万円です。

今後の課題については、昨年6月に策定した「笛吹市移動手段・移動支援構築指針」において、本市の移動手段は、市全体を俯瞰し体系的に整備されたものではないため、運行日、運行本数、運賃など地域間でサービス水準に差異が生じており、平準化の必要があるとしています。また、移動支援は、個別の事業が縦割的に実施されており、移動手段を利用しづらい人に対する支援といった観点から整理する必要があるとしています。

課題の解決に向けて、市全体の公共交通網を見直し、持続可能な公共交通網の構築を目指します。

次に、笛吹市スクールバス運行事業の内容と成果、今後の課題についてです。

スクールバス運行事業では、御坂西小学校に1台、御坂東小学校と御坂中学校で1台、八代小学校に1台、境川小学校と浅川中学校で1台、計4台で運行しています。芦川小学校については対象児童がいないため、運行していません。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策として、乗車人数を減らし、密にならないよう、バス事業者に委託するなどして、御坂西小学校と八代小学校のスクールバスを1台ずつ増便しています。

成果については、遠距離のため徒歩や自転車での通学が困難な児童生徒も、安心して登下校ができています。また、登下校以外にも、市内の小中学校の校外学習の移動手段としても、スクールバスを活用しています。

今後の課題については、燃料費高騰による運営経費の増大、乗車中の感染対策の徹底が挙げられます。

次に、今後の官民連携による新たなコミュニティーバス事業への取り組みについてです。

全国では、AIを活用した配車システムによるリアルタイム型オンデマンド相乗りタクシーの運行や、コミュニティーバスとして、自治体が所有するスクールバスを活用し、児童の送迎がない昼間の時間を市民が無償で利用できるようにした福祉バスの運行といった、官民連携による取り組み事例があります。

地域公共交通における官民連携については、このような先進自治体の事例について、引き続き、調査・研究していきます。

次に、運転免許証の自主返納事業についてです。

この事業は、交通安全施策の一環として本市が独自に行っている事業であり、交通事故等のリスク回避を促し、運転に不安を感じる方や運転免許が不要になった方が、自主的に免許を返納することの特典として、タクシー券1万5千円分を交付している事業です。市では、高齢者に限らず、申請いただいたすべての返納者に交付しています。

本事業は、交通安全に対する褒賞的な意味合いの強い事業であり、地域公共交通に係る基盤整備とは、性質が異なるため、今のところ、タクシー券の配布枚数の増や使用期限の延長等は、検討していません。

現在、持続可能な公共交通網の構築を目指す、地域公共交通計画の策定を進めており、その中で、交通弱者への対策も含め検討しているところです。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。先ほど、1問目で伺った各種運行内容を総トータルすると、約4,500万前後でないかと思われま。

今回、ご紹介させていただきました八街市のモデルでございます。先ほどの中にもあったかと思いますが、八街市が約人口6万8千人の同規模の世帯という形になっております。そういっ

た中で平成11年から同事業を開始する中、今回の事故を踏まえて、新たなモデル事業とされた中で、令和2年度では約2,480万円の事業、そして令和3年では3千万の事業、そして本年度の予算としては、4,600万の事業という形になります。こうした中で、これまでダブっていたところ、また通過できなかったところを見直した、また運行を各民間の事業者に委託することによって負担も減っているというところも利用できるのではないかと、ご紹介をさせていただきました。

また別の自治体として、千葉県流山市では子育て世帯の移住定住を促進するための送迎の保育ステーション、これを駅前に造りまして、そこから各保育所への連携、朝夕だけでもいい、また少しお金を出せば延長保育もできるというようなことで、人口は1.2倍から1.6倍まで増えているという状況を伺っております。

こうしたような取り組みも含めて、今後の交通弱者に対する公共交通を見直していただく、新たなAIを活用してですね、そしてまた民間のバス会社もそうですし、またタクシー会社もそう、特にこの中山間地域では、バスでは間に合わないところに対しては、デマンドバス、またタクシーを利用していただいて、ドア・ツー・ドアができるような体制を、ぜひまた取り組んでいただくように、ご要望させていただきたいと思っております。

では、2問目に移らせていただきます。

2問目といたしまして、带状疱疹のワクチン予防接種に対する公費助成について伺います。

带状疱疹は、体の片側の一部に、ピリピリ刺すような痛みとともに赤い斑点と小さな水ぶくれが帯状に現れる皮膚の疾患であります。特に50代から発症しやすくなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。また別の中では、水ぼうそうに小さいころにかかった方であれば、約その9割が带状疱疹にかかる可能性があると言われております。また皮膚の水泡が消えてからも、50歳以上の約2割の方が、長い間痛みが残る「带状疱疹後神経痛」になると言われております。

かくいう私も、一昨年ですか、9月にこの带状疱疹に突如なりまして、まだこの後遺症に患っているという状況もございます。

そうした中で、るる情報を伺うと、この有効なワクチンがあるんだと。私も小さいころに水ぼうそうにかかったんだらうということはあるんですが、その当時のワクチンがほとんど効かないような状況になっているんだと。そしてまた免疫が少なくなって、こういう状況になったんだらうというふうに感じて、またこの情報も、なつてから気が付いたということで、さらにこの情報をもっと早く分かれば、この痛みが短く済んでよかつたのではないかなというふうに感じて、今回、質問をさせていただきました。

特にこのワクチンが、接種するとウイルスに対する免疫力が強化され、またワクチン接種が带状疱疹を完全に防ぐものではありませんけれども、発症を抑える効果が期待されると言われております。

現在、国内では2種類のワクチンがあります。水ぼうそう等で使われました生ワクチンと、いわゆるコロナでも言われておりますタンパク質等を使った不活性化ワクチンと言われるものでございます。このワクチンが今、任意接種で使用できると言われております。

ただし、この任意接種のため自己負担額が安いもので数千円、また多いものでは数万円かかると言われております。特に発症を、効果を出す不活性化ワクチンにつきましては、おおよそ2万円から2万5千円、1回かかって、さらにこれを二度打たなければいけないと。お一人当

たりですけれども、そういう状況で、この格差も、病院等々の医療機関で違うと言われてい
ます。

本年4月のNHKの報道では、茨城県の皮膚科クリニックの生垣院長先生の対談の中で、「統
計ではとっていないので数値的には比較はできない」とした上で、特にコロナの感染が拡大し
て多くの人が重症化を心配していた去年の夏ごろにこの疾患が増え、今年になっても減って
いないと言われております。

またこれに対して、各自治体によります、この予防接種事業の取り組みが進み、埼玉県鴻
巣市では本年4月より带状疱疹の予防接種に対する、1回あたりの接種4千円の任意の費用の
一部負担が開始されたところでございます。

今後、今、国のほうでも定期接種化に向けて、今、公明党も進めておりまして、山梨県本部
の顧問でもあります竹内真二参議院議員が、この3月に国会の予算質問の中で、带状疱疹の定
期接種について訴えさせていただいたところでもございます。

今後の国の指導も含めて、本市においても県内に先駆けて市民の安全・安心の行政サービス
として、一日も早い、この带状疱疹の予防接種に向けた公費助成を求め、以下の点について市
当局のご見解をお伺いいたします。

(1) コロナ禍のストレス性免疫力低下と带状疱疹発症リスクに対する市内の医療機関、ま
た福祉機関との連携協議など、市の取り組みについて状況をお伺いいたします。

2として、市民に対する带状疱疹・後遺症の脅威とワクチン接種の効能など情報発信への取
り組みについてお伺いします。

最後、3番目として、この任意ワクチン予防接種への公費助成に対する課題と今後の取り組
みについて、お伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、コロナ禍のストレス性免疫力低下と带状疱疹発症リスクに対する市内医療・福祉機
関との連携協議などについてです。

現在、ストレス性免疫力低下と带状疱疹発症リスクに特化した連携協議は行っておりま
せんが、今後、市医師会と相談し連携について検討していきます。

次に、後遺症やワクチン接種の効能など、市民への情報発信についてです。

これまで、带状疱疹など個別の疾患について市民への情報発信は行っておりませんが、
今後、必要に応じて情報発信を行っていきます。

次に、任意の予防接種への公費助成についてです。

带状疱疹の予防接種は、50歳以上の方を対象に任意で行われています。市では、带状
疱疹やA型肝炎など、大人を対象とした任意の予防接種に対しての費用助成は行っており
ませんが、今後、助成のあり方について検討したいと考えます。

なお、現在、国において带状疱疹を予防接種法に基づく定期予防接種の対象とすること
の是非について、検討が行われていますので、国の検討状況も注視していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございます。ご答弁にもいただきましたとおり、今、厚生労働省も国のほうで定期接種に向けての鋭意検討をさせていただいていると言われております。さらにまた県とともに市のほうでも進めていただくように、先進自治体の取り組みを図っていただきたいと思います。

最後に、やはりこのNHKの報道の中で、近畿大学の塚主任教授のお話の中で、やはりこの規則正しい生活と、発症してしまったときの早期の治療をとということで念押しがございました。あつと気が付いたときには、すぐにこの発症し、水泡が出てしまいます。私も、発症してすぐに地元の病院に行きましたけど、約1週間ほどこの疱疹が出た。また、それが止まってからですね、約1年半ほど・・・すみません。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（保坂利定君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後3時40分といたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、荻野謙一君の質疑および質問を許可します。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野謙一であります。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告どおり2問の質問をいたします。

まず最初は、笛吹市の公共交通の見直しについてということであります。

高齢化の進展に伴い、交通事故の高齢者割合は増加傾向にあり、これに関連し、運転免許証を自主返納する高齢者も増えてきています。このような状況において、交通弱者の移動の足である公共交通役割はますます重要になってきていますが、輸送人員の減少や運転手不足など、公共交通を取り巻く環境は深刻な状況にあります。

私たちは、普段、自家用車または鉄道、もしくは路線バスなどの公共交通を利用しています。通勤、通学、買い物、通院、レジャーなどの日常生活を過ごす際には、利用する移動手段はなくてはならないものです。

市内公共交通の現況は、主に鉄道とバス路線などが担っています。

鉄道については、市北部をJR中央本線が横断し、石和温泉駅、春日居町駅があります。

バス路線については、市が運行する市営バスとして、一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バスの3路線、甲府市と共同して運行を委託している自主運営バス奈良原線の1路線のほか、民営バス路線として山梨交通、富士急バス、栄和交通がそれぞれの地域において運行されていま

す。

このほか、平成24年4月からは、一部の交通空白地域の解消を目的に実証実験を経て、デマンドタクシーのふじみルート、みさかルートの2系統が整備され、現在まで運行されています。

合併前に旧町村で整備した路線を引き継ぎ、改善を積み重ねてきており、市営バスについては、主に地域内の移動の足として利用され、自主運営バスおよび民営バス路線については、市外とも結ばれ広域的なアクセスの手段として利用されています。

本市においても、各自治体の例にもれず、高齢化が著しく進展する中、交通空白地域における交通弱者等の生活交通のための移動手段を確保していくためには、市内バス交通体系の整備は必要不可欠であり、地域の事情に合った新たな交通システムの導入により、市民ニーズに応じた効率的な、効果的な整備が必要であります。

また、市における移動支援の状況については、市民活動や福祉、子育て支援の分野で様々な移動支援を展開しており、福祉の分野では在宅の重度障がい者等を対象としたタクシー利用料金の一部を助成しているほか、高齢者を対象としたタクシー利用券の一部を助成しています。

市内に移住する障がい者等のための福祉有償運送による移動支援サービスや、自主的な運転免許証を返納した人のために、タクシー券を交付実施しています。

子育て支援の分野では、小中学校においてスクールバスを運行のほか、学童保育クラブへの送迎が行われています。また、ファミリーサポートセンターにおける送迎バスも行っています。

市内公共交通における現状を踏まえ、その実態と今後の市の考えをお伺いいたします。

1番目、デマンドタクシーの利用者および収益と経費は、どのようになっているかをお伺いします。

2番目として、民営バス各路線の過去5年の市からの赤字補助額はどのくらいになっているのでしょうか。

3番目として、公共交通の全体の収益の経費はどのようになっているのでしょうか。

4番目として、市内の移動手段または移動支援の費用対効果など課題をどのように捉えているか、お伺いいたします。

以上、質問いたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えします。

まず、デマンドタクシーの利用者、収益および経費についてです。

本市のデマンドタクシーは、みさかルート、ふじみルートの2ルートを運行しています。令和3年度の2ルート合計の利用者は延べ6,060人、収益は運賃として99万円、経費は委託料として1,329万円です。

次に、民営バス路線に対する過去5年間の市の赤字補助額についてです。

本市では、山梨交通株式会社、富士急バス株式会社、株式会社栄和交通の3社の民営バス路線に対して、運行経費から運行収入を控除した額の範囲内で補助しています。

山梨交通株式会社の路線に対する補助額は、平成29年度から令和元年度までが各年度

690万円、令和2年度が638万円、令和3年度が648万円です。

富士急バス株式会社の路線に対する補助額は、平成29年度から令和2年度までが各年度443万円、令和3年度が222万円です。

株式会社栄和交通の路線に対する補助額は、平成29年度から令和3年度まで、各年度180万円です。

次に、公共交通全体の収益と経費についてです。

本市では、市営の一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バス、デマンドタクシー、自主運営バスを運行しています。これらの令和3年度の収益合計は、運賃収入として711万円、経費の合計は、委託料等の運行経費として5,660万円です。

また、民営バスに対しての令和3年度の補助額の合計は1,050万円です。

次に、移動手段または移動支援における費用対効果などの課題についてです。

本市の移動手段は、市全体を俯瞰し体系的に整備されたものではないため、運行日、運行本数、運賃など地域間でサービス水準に差異が生じています。公共交通は、市民の生活の足として欠かさない移動手段で、路線バスを含めた公共交通を維持していくためには、一定の収益を上げる必要があります。

また、移動支援は、個別の事業が縦割りに実施されており、移動手段を利用しづらい人に対する支援といった観点から整理する必要があります。

これらの課題解決に向けて、今年度、市全体の公共交通サービスの平準化、市民ニーズに応じた利便性の向上、公共交通を取り巻く環境や実態に応じた新たなシステムの導入など、具体的に実施する事業やスケジュールを明確にし、持続可能な公共交通網の構築を目指して、笛吹市地域公共交通計画を策定していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

答弁ありがとうございました。

それでは再質問といたしまして、デマンドタクシーの事業について、ちょっとお伺いいたします。

デマンドタクシー事業が2系統のルートで行われています。その中で、この事業について、ここ近年、10年ぐらいかな、もう少し前から事業者が同じA事業者、B事業者と申しますか、その業者に委託が契約していることが分かりました。その中で、その選定方法、また選定基準がどのようになっているかということもお伺いしたい。またその中で、公平・公正の観点から申しまして、鑑定結果の公表はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

荻野謙一議員の再質問にお答えします。

事業者の選定方法は、プロポーザル方式で実施要領により募集し、応募の申請書類により診

査を行い、審査を決定しています。選定基準は事業実施体制、安全運転、安全管理、緊急時の対応、事業充実のための工夫、見積もり金額の4項目としています。

選定結果については、笛吹市情報公開条例に基づき公開しております。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

今の答弁の中で、ぜひ公正・公平ということが騒がれている中ですが、ぜひそういった観点の中からよろしく願いいたします。

そしてこの公共交通は、これは交通弱者にとってはなくてはならない事業だと、私は思っております。

そういった中で、やはり市としても限られた財政の中で、こういう事業を行っていかねばならないということの中で、いろいろな観点から検証した中、その中でどの方法が一番効果的かということを考えながら、ぜひこの事業を進めていただければと、私は思っていますので、よろしく願いいたします。

続いて、2問目の質問に入らせていただきます。

教育支援センターについてということでございます。

わが国の2020年度の不登校児童生徒は、小学生が約6万3千人、中学生が約13万2千人で、いずれも過去最多となっています。

そんな折、2020年にわが国に最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、全国の小中学校では、感染防止対策として、臨時休業や分散登校、オンライン学習等、学校に登校せずに自宅で学習する措置を取ってきた。また、感染が心配で自らの判断で学校を控える家庭も増えており、不登校児童生徒の増加に拍車をかけています。

こうした状況の中、昨年度また峡東3市で不登校児童生徒を受け入れる先であった県の石和こすもす教室が閉室となり、本年4月11日に笛吹市が独自で教育支援センター「ステラ」を開所することになりました。

今後、ステラに、家庭や学校等、様々な環境の中で登校することが難しくなった児童生徒に寄り添い、心のよりどころとなる居場所としての役割が期待されるところでございます。どの子も星のように輝いてほしいとの願いを込め命名されたステラが、笛吹市の将来を担う子どもたちの光り輝く場所となるよう、市議会としても見守っていきたいと思います。

以下、質問に入ります。

1つ目としまして、笛吹市教育支援センター「ステラ」の現状状況および運営状況について。

- (1) 6月1日現在の通所人数および各学年の人数の内訳はどうなっているのでしょうか。
- (2) 指導員の配置人数、資格または経歴はどのようになっているのでしょうか。
- (3) 年間の開館日数および1日当たりの開館時間はどのようになっているのでしょうか。
- (4) 年間の運営費用はどのくらいでしょうか。

2番目といたしまして、教育支援センターが県から移管されたが。

- (1) 移管前と移管後の通所人数はどうなっているのでしょうか。
- (2) どのような支援を行い、変更点はあるのかお伺いいたします。

3番目といたしまして、教育支援センター事業により不登校の解消が期待されるが、昨年度、石和こすもす教室に通所する児童生徒が在籍校に再登校したケースはあるのか、お伺いいたします。

4番目といたしまして、今後、ステラでは、どのような不登校児童生徒を支援していくのかお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えいたします。

まず、笛吹市教育支援センター「ステラ」の現状および運営状況についてです。

6月1日現在の通所人数および各学年の内訳についてですが、通所人数は23人で、各学年の内訳は小学校6年生が1人、中学校2年生が8人、中学校3年生が14人です。

指導員の配置人数、資格または経歴についてですが、配置人数は5人です。5人の経歴等は、教員免許を持ち、教職や県総合教育センターでの教育相談業務の経験者が3人、社会福祉士の資格を持ち、児童養護施設での勤務経験者が1人、学校の事務職員経験者が1人です。

年間の開所日数および開所時間についてですが、開所日数は年間235日で、土日、祝日、年末年始を除いて毎日開所しています。開所時間は、午前9時から午後4時までです。

年間の運営費につきましては、人件費1,280万円、消耗品費・備品購入費224万円、その他光熱水費などの維持管理費等185万円、合計1,689万円を予算計上しています。

次に、教育支援センターの県から市への移管についてです。

移管前と移管後の通所人数についてですが、移管前の令和3年6月1日現在の通所人数は19人で、移管後の令和4年6月1日現在の通所人数は23人です。

支援内容、移管に伴う変更についてです。

教育支援センターでは、児童生徒の状況に応じた学習支援、自立や学校復帰に向けた適応支援、保護者の教育相談を行っています。

移管に伴い、指導員は全員新しいスタッフとなりましたが、昨年度まで県が開設していた石和こすもす教室の運営を引き継いでいるため、日課や支援内容についての変更はありません。

次に昨年度、石和こすもす教室に通所する児童生徒が、在籍校に再登校したケースについてです。

学校と連携し、学校での別室登校や行事への参加を促す中で、8人の生徒が在籍校に復帰しました。

次に、今後の不登校児童生徒への支援についてです。

児童生徒の「心の居場所づくり」を第一に考え、学校やふえふき教育相談室との連携を密にしながら、個々の生活環境や学習状況に合わせたきめ細かな支援を行っています。

また、体験活動や創作活動等を取り入れ、達成感や充実感を味わわせながら児童生徒の自立心を育てていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

ありがとうございました。

質問を1点だけ、ちょっとお伺いいたします。

これはこすもす教室からステラ、笛吹市になった、県から市に移管された中で、この組織とか人数、今、5人体制ということなんだけど、これは県の運営のときと、組織とか人数は変わっていないんですか、教えてください。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

移管前と移管後は同じ5人です。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

やはり、この教育支援センターについても、先ほどの公共交通についても、やはりなくてはならない事業ということなので、これもやはり児童とか学生にとっては、やはり頼るところでございます。

そういう中で、ぜひ費用もかかる面もございますが、ぜひそういうことも研究しながら、先ほど言われましたけど、やはり限られた財政の中で、しっかりとこういった学生に、心にいろいろ抱えている子ども、家庭環境とかそういった問題のある生徒にしっかりと寄り添った中で、また在籍校に戻れるような指導をぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますので、私の質問は以上をもって終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、荻野謙一君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

13番、海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

それでは、関連質問をさせていただきます。

先ほど、荻野謙一議員からの質問でありました、デマンドタクシーの件につきまして、改めて関連質問をさせていただきます。

先ほど、返田部長のお答えの中で、選定方法についてはプロポーザル方式ということで選定していますというお答えが1つ。それから結果については、笛吹市の条例公開に基づいて公開しているということがお答えにございました。

その中で、私がかちょっと不思議だなと思うことがございましたので、改めて質問させていただきますが、私の手元でございますデマンドタクシーの受託状況を示した内容を見させていただきますと、平成24年から始まりまして、25、26、27とこれは単年度だと思うんです。それから28・29、30・31、令和1年・2年、3年・4年と2年契約で契約がなっていると思うんですけれども、この間、ずっと同じ業者がおやりになっていることが、この契約の実

績からみるとかがわかるわけですが、他方、選から漏れた企業が当局に問い合わせをしたところ、なぜかということについてはお答えできませんという回答をいただいたということでございますので、改めて返田部長が公開条例の中で公開していますということであれば、選定基準もはっきり、これこれこういうことで、例えば点数制であれば90点だったから駄目、95点と98点がありましたということは、これは説明が可能ではないかと私は思うので、質問をさせていただきました。

総計で6,060人で、1,329万円、市がお金がかかって、99万円収入があったということは、実質差し引いても1,230万円というかなりの金額が、このデマンドタクシーには費用がかかっていると思うんです。

それで、今言ったとおりに、10年以上、同じ企業、2社がずっと、ルートそれぞれにおやりになっているということに対して、私ども、「うーん、そうかな」と思ったんですけども、今、部長のお答えの中で、その理由は公開していますということですので、改めてその部分だけ、公開しているのであれば、なぜ駄目だったか、点数が駄目なのかということが1つ。

それからもう1つは、この2社のうち片方は本社が甲府です。われわれは笛吹市民でございますので、笛吹市に本社本店を有するものの、山下市長がおっしゃっているような地元企業の育成も大事な要素の一つではないかと思えます。

別に県外とか、よそのを排除しろということではなく、同じ条件であれば、笛吹市の企業育成という大きな目標も、このいわゆるプロポーザルの中に、ポイントとして入れてもいいのではないかというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。

その2点について、差し支えない範囲でお答えいただければ、もし克明なお答えがなければなくて結構でございますので、今、急なことですからそのへんの資料がないかもしれません。もし返田部長がこの件でお答えできる場所があったら、お答えしていただきたいと思ひまして、関連質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

海野議員の関連質問にお答えします。

プロポーザルの業者の決定でございますけれども、これにつきましては、先ほど言いましたように公開条例の中に基づきまして、申請があった場合についてお答えをしております。

審査につきましては、地域公共交通会議の正副の会長、総務部長、総合政策部長が審査をしまして決定しておりますので、適正に決めていると考えております。

市外の業者が選定されているということですが、これにつきましては、審査資格の中で、県内の業者ということで選定しておりますけれども、これにつきましては、また検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

13番、海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

ありがとうございました。それでは、今のお答えで100%納得というわけではないんですけれども、一応、この場では納得しましたということで、引き続き、委員会もございますので、また委員会の中で事細かく、ご説明を求めるかもしれませんので、それまでには各種の、この10年間の資料も用意した中で、またわれわれのメンバーが委員会の中で質問していくと思いますので、ひとつ今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（保坂利定君）

以上で、関連質疑および質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はここまでに留め、延会したいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はここまでに留め、延会することに決定をいたしました。

次の本会議は明日22日、午前10時から再開いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時10分

令和 4 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 2 日

令和4年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和4年6月22日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第47号—議案第59号(一括上程)

上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	古屋始芳
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	16番	前島敏彦
17番	小林始	18番	渡辺正秀
19番	保坂利定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
消 防 長	矢 崎 丈 司	農 業 委 員 会 会 長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩をいたします。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、代表監査委員 横山祥子君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第1および日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、通告に従い、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可します。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

議長から許可が出ましたので、通告に従い一般質問をします。

昨日も公共施設に関する総合的な視点から、河野正博さんが大きく議論を展開してくれましたので、その1つとしての青楓美術館、そしてさらに多目的芝生グラウンドについての質問をさせていただきます。

まず、1問として、地域の文化財としての青楓美術館に求められるものということです。青楓美術館は、「笛吹市公共施設等総合管理計画」の「個別計画」、これは令和3年3月に刊行されています。その中に、10年以内に「春日居郷土館への機能を集中し、建物を除却する」とされています。

このような考え方は計画上の考え方であるとは言え、地元住民とは、ひいては文化協会に集う住民にとって承服されていないというふうに考えています。

以下、質問します。

1番、「春日居郷土館へ移設併合」という計画をつくる上で、地元住民とのどのような議論をしたか、あるいは今から議論を、協議をするということか、そのへんについて求めます。

地元住民との協議をしたのは、日付、あるいはどんな形式でしたか、もし分かればそのへんも説明願います。

2番目として、市の見解では、青楓美術館は「新耐震基準」以前に建設されたため、「新耐震基準」を満たしているか不明で、しかも防犯の観点から窓を塞ぎ、鉄格子を付けていることから避難経路が確保されていないため、消防法上「既存不適格」との指導を受けているということです。

他方、地元住民側は、「春日居郷土館の立地は水害危険地域」に指定されている点を指し、作品の保管には「最も不適切」だとしています。

この点の検討は十分したのか、お伺いします。

3番目として、小池唯則氏が私財を投じ、地元住民に一つの文化的拠点として愛されてきた青楓美術館は、なぜあの土地に建設されたのか。そしてあの土地で培ってきた文化的財産はどのようなものか。その点を十分考慮・検討する中で、今後のあり方を決めていく必要があると考えられるが、どうか。

以上です。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず、青楓美術館に関する地元住民との協議についてです。

昭和49年に建設された青楓美術館は、平成16年の合併当時から、来館者数の低迷、施設の老朽化、内部に段差が多いなどの建物構造、接道が狭いなどの施設周辺の道路環境の課題を抱えており、市では、これらの課題に対して検討を重ねてきました。

平成21年度には、来館者数の低迷等を踏まえ、青楓美術館の閉館の方針を地域住民が参加する青楓美術館運営協議会で説明し、委員から、まずは来館者を増やす努力をすべきとの意見を受け、閉館を見送ることとしました。

その後、様々な取り組みを行い、来館者の増加を図ることができましたが、近年、来館者数は減少傾向にあります。

一方、施設における建物構造上や道路環境等の課題については、改修などで課題解決を図ることは難しく、これまではその状況を保持するに留まっていました。

こうした課題は長い期間抱えてきたものであり、運営協議会の中でもたびたび協議してきましたが、良い解決策を見いだすに至りませんでした。

現状のままでは、収蔵作品をより大勢の方に楽しんでもらうことができなくなるため、これまでの課題を解決し、収蔵作品を広く世に出していくための策として、個別施設計画において、春日居郷土館への展示収蔵機能の集約化を位置付けました。

個別施設計画の策定に当たりましては、令和3年1月と2月に運営協議会の会長等にその方針について説明し、市民に対しては、パブリックコメントを実施し、広く意見を募りました。

このような経過をたどり、現在は、青楓美術館運営協議会に美術館寄附者の親族を加えた中

で、青楓美術館の春日居郷土館への機能集約について、何度か協議を続けています。

次に、青楓美術館および春日居郷土館の美術館としての適格性についてです。

築48年を迎えた青楓美術館は、消防法の既存不適格建物との指摘も受けており、老朽化もしています。また、展示収蔵スペースが狭く、バリアフリー化できないなど課題を抱えています。

一方、春日居郷土館については、約700点ある津田青楓の作品の収蔵が可能であり、一度に大人数が入館することができるため、春日居郷土館に機能集約を行うことで、より多くの青楓作品を、より多くの方に楽しんでもらうことができます。

なお、春日居郷土館周辺は、ハザードマップで浸水の最大想定が50センチメートル未満のエリアとされていますが、収蔵庫3階部分への収蔵保管、建物入り口への防水扉設置などにより収蔵作品を浸水から守ることができると考えています。

次に、青楓美術館が、現在の場所に設立された理由、培ってきた文化的財産を考慮した今後のあり方についてです。

青楓美術館設立者である小池唯則氏は、当時、美術館がなかった山梨県の人々に本物の美術品を見てもらいたいとの思いで、故郷である一宮町に青楓美術館を設立しました。

一宮町で培ってきた文化的財産としては、地元の小学校が、長年にわたって青楓作品の「鑑賞文」や「模写」に取り組んできたことで、地域の子どもたちの文化的素養が高まったことが考えられます。

市は、小池氏の意思がもたらした文化的財産を市全域に広げていきたいと考えており、スクールバスや大型バスでの来館も可能な春日居郷土館を活用したいと考えています。

なお、春日居郷土館では、昨年秋に笛吹市所蔵美術品展を開催し、この秋にも、津田青楓展を予定しており、春日居郷土館での美術品展示に向けた取り組みを進めています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

青楓美術館の現状は非常に道路事情、そして建物の状況、そしてそういう段差があるとかいろいろ、今後続けていく上では非常に難しい点があります。

しかし、その中で、単にね、春日居郷土館に移せばいいというものではないと思います。文化的拠点である以上、そのへんの十分な検討を必要だと思えます。例えば、穴山勝堂とか、あるいは桑原福保ですか、そういう人の美術作品もあるわけで、そういうものの美術作品を統合して1つの場所にまた、春日居、笛吹という大きな7万からの人口がある都市ですので、春日居の郷土館に、そこに納めてしまうことが果たしていいのかどうか、その点も十分検討して、最初の質問にあったように、まだ検討して、これから検討していくということですので、計画上、書かれていますけれど、それが全部そのようにいくわけではないと思いますので、そのへんの今後の考え方、どのように考えているか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

今は2点の質問になりますか。計画をどうするかという質問でよろしいですか。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今後の検討の仕方。

○教育部長（赤尾好彦君）

もう1点の、じゃあ複合的な美術館というようなお話は、また。

○11番議員（野澤今朝幸君）

それはいいです。

○教育部長（赤尾好彦君）

分かりました。

今後の検討の仕方につきましては、個別施設計画はあくまでも計画ではありますが、総合的に考えた中で、市としてベターの提案をさせていただいております。市の立場といたしましては、今現在でこれがベターと考えております。ただ、協議の中でよりベターな方法があるのかどうかということは、皆さんの意見をお聞きする中で、今後も進めていきたいと思っておりますけれども、今現在ではそんな考えでいます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

いずれ文化施設ですから、2つを1つにすればいいというような単純な考え方では、ちょっといけないと思いますので、十分検討していただきたいと思います。

2つ目の、今度は多目的芝生グラウンドの問題について、質問します。

多目的芝生グラウンドは、誰がどんな形で整備されることを望んでいるのかということです。

多目的芝生グラウンドの整備は「市民との意見交換」「市民へのパブリックコメント」の場面を持つところまで来ている。

だが、多目的グラウンド建設は、誰がどんな形で整備されることを望んでいるのか、その点分からない、不明であります。

以下、質問します。

多目的芝生グラウンド整備は「市民との意見交換」と「市民へのパブリックコメント」の実施という段階にきているが、その建設が日程にのぼってきたのは、誰の、あるいはどんな団体の提案なのか。

2つ目として、6月28日、7月6日、7月12日の「市民との意見交換」時に、そして並行して行われる「市民へのパブリックコメント」に、基本計画検討委員会での素案が示されるのか、そのときに、また素案が示されるとすると、その素案をどの程度、見直し可能なのかお聞きします。

3点目として、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会においては、基本計画の素案が、つまり整備方針、施設規模、整備候補地などが一応固まっていると思われるが、その点について示してもらいたい。また、当初の提案との異同を示してもらいたい。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、要望のあった団体についてです。

多目的芝生グラウンドの整備については、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ターゲット・バードゴルフ、フライングディスク、ブラインドサッカー、陸上競技の各スポーツ協会、笛吹市体育協会、笛吹市小中学校体育連盟サッカー専門部、笛吹市保育協議会私立部会、山梨県立笛吹高等学校、少年サッカーの峡東地区指導者連絡協議会、青年会議所、ライオンズクラブおよびロータリークラブ、合計16団体から22の要望書が提出されています。

このうち、令和元年度以降、笛吹市サッカー協会からは3,285人、笛吹市ラグビー協会からは1,289人、一般社団法人笛吹青年会議所からは2,500人の署名を添えた要望書の提出がありました。

市では、多くの団体から芝生グラウンドの整備についての要望があったことを重く受け止め、令和3年度に、学識経験者や各種団体の代表者で構成する「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会」を設置し、整備に向けた基本計画の検討に着手しました。

次に、意見交換会、パブリックコメントにおける基本計画素案の提示および市民の意見を踏まえた素案の見直しについてです。

意見交換会では、検討委員会で検討し作成した基本計画素案の内容について、要点をまとめた資料として、お示しします。

パブリックコメントでは、基本計画素案を市のホームページに掲載し、意見を募集するとともに、市役所政策課の窓口でも素案を閲覧できるようにします。

意見交換会やパブリックコメントで、市民の皆さまから寄せられた意見も参考にしながら、検討委員会が基本計画案としてまとめ、市長に答申する予定です。

次に、基本計画素案における整備方針、施設規模、整備候補地および当初提案との相違についてです。

検討委員会が作成した基本計画素案では、整備理念を「地域づくり・まちづくりの核として、市全体でスポーツ活動の推進や地域活性化を目指す」としています。

整備方針としては、「健康づくりから競技スポーツまで多様な市民ニーズに対応した施設整備」、「スポーツを通じた地域の活性化につながる施設整備」、「利用しやすく、安全で安心な施設整備」の3つを掲げています。

施設規模は、ラグビー規格やサッカー規格のコートを3面、駐車場、ジョギングコース、クラブハウスなどの整備を想定し、現時点の概算面積を約5万2千平方メートルとしています。

整備候補地は、市民および市外からの利用、両者の視点ならびに笛吹市都市計画マスタープランで位置づけられた拠点との整合性も図ることとし、整備候補地の想定エリアとして、金川の森北西部周辺エリア、みさかの湯周辺エリア、笛吹八代スマートインターチェンジ周辺エリアの3カ所を抽出しました。

今後は、検討委員会において、想定エリア3カ所の中から、整備候補地として望ましいエリ

ア1カ所を選定する予定です。

多目的芝生グラウンドについては、整備に必要な基本的な考え方の段階から、市民の皆さまと一緒に検討を進めることとして、学識経験者や関係団体の代表者で構成する検討委員会を設置して、検討を進めているところです。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

おおよその概要を説明していただきましたけれども、芝生グラウンドがあのような状況になって、今度、市民との意見交換会とかがあるということですが、果たしてそれがどれだけの住民の意向であるか。先ほど16団体、22の要望が上がっていると言いますが、それが今こういう財政のきつい状況の中において、果たしてその大きな規模のものを造ることが、市民の感覚からいって正しいかどうかというのは、非常に大きな問題だと思います。

その点について、いまひとつ説得力のある意見が聞けたらと思いますので、お願いします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

野澤今朝幸議員の再質問にお答えします。

市では、多くの団体から芝生グラウンドの整備についての要望があったことを重く受け止め、基本計画の策定に着手することとしました。合併した本市では、多くの社会体育施設を有していますが、グラウンド施設についてはすべてが土のままであり、芝生の上で行うことを前提としたスポーツに対応できていない状況です。

また、多様化する市民ニーズへの対応はもとより、競技力の向上に寄与する様々なスポーツが利用でき、質の高い施設の整備が求められています。このような施設を整備し、本市の資源として地域づくりや、まちづくりの核とすることで、地域経済の活性化など、地方創生にも貢献することが期待されます。これらを踏まえ、既存の土のグラウンドでは異なる、峡東地域にはない新たな機能を有する多目的グラウンド整備について検討し、多くの競技で利用できるようにしたいと考えております。

なお、財源については、ふるさと納税の寄附金について充当する予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今、笛吹市に求められているのは、特に観光、そういう意味で外からの集客を期待できるような、そういうスポーツ施設は必要だと思います。特に東京近辺から来れる、半日利用して、1日利用して、そして1日泊まってというような、そういうスポーツは可能だと思います。それには、例えばグラウンドゴルフの非常に広い、素晴らしい施設を造るというようなことのほ

うが、今の財政危機の下では、ありますけれど、市民のニーズが本当にそんなに高いのかということとは疑問です。それよりも、1日来て、そして東京から近いですから、来る時間は短く、そして中で楽しむ時間が長い、そして楽しむことができる、そういう拠点をつくっていく、それが必要かと思えます。その点を十分考えて、今後に生かしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（保坂利定君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午前10時40分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず、公共施設について質問いたします。

新型コロナウイルスの発生から約2年半が経過しました。この間を振り返ってみますと、感染者が増えると公共施設が閉鎖される。利用時間が短縮される。利用者の人数が制限される。料理をして食べることが制限されたため、調理室が使えないなど、市民生活に大きな影響がありました。

市民もコロナ感染を恐れて、人が集まる行事は中止することが多く、今も高齢者向けのサロンは行えていない地域が多いようです。

その代わり、オンライン会議、後援会やコンサートのネット配信などが行われるようになり、今までのように時間とお金をかけて移動せず、自宅にいても参加できるようになりました。

日本は、学校でのオンライン授業が遅れていましたが、計画が前倒しされ、小中学生への1人1台タブレットが支給されました。スマートフォンやタブレットの使い方では、大人より子どもの方が使い方をよく知っているくらいで、子どもや孫に使い方を聞くという話を耳にします。

市内の施設は建設から何年も経ち、老朽化している建物もあり、Wi-Fi環境がない、天井の電球が切れている、音響設備が古く講演会を行っても声が聞き取りにくい、DVDで映画の上映会を行ったが画面が暗くて見づらいなどの声が寄せられています。

また、男女共同参画が呼びかけられており、子育てに父親が関わることも増えていますが、公園のトイレのおむつ替えの台が女性トイレにしかないため、小さい子どもを連れて公園に遊びに行ったお父さんから、子どものおむつを替えることができなかったという話を聞きました。

そこで伺います。

(1) コロナ禍が終息しておらず、学校ではタブレットを使った授業が行われるようになっ

た現在、公共施設にWi-Fi環境が必要ではないかと思いますが、市内の集会施設のうち、Wi-Fi環境が整備されている施設はどこでしょうか。

(2) 公共施設の備品について、古くなっていたり、壊れていたりする物もありますが、どのように点検を行っているのでしょうか。

(3) 市民から備品の不具合を指摘された場合、速やかに交換されているのでしょうか。

(4) 八代総合会館の多目的集会室の電球は天井が高いため交換されずに室内が暗い印象があります。学校では順次LED電球に交換されていますが、社会教育施設についてもLEDに交換していく計画はあるのでしょうか。

(5) 八代総合会館の備品にはスライドプロジェクターや16ミリ映写機がありますが、DVDプレーヤーやブルーレイプレーヤーはなく、利用者が持ち込んだとしてもマルチプロジェクターと繋げられるか分からないと言います。映写機や音響機器は時代とともに更新されているため、公共施設においても時代に合ったものに変更していかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

(6) 市内の公園のトイレで、おむつ替えの台が整備されている施設は何カ所あるのでしょうか。

(7) 男性の育児参加が進んでいるため、女性トイレにおむつ替えの台があることが不合理ではないかと考えます。公園に多目的トイレを設置し、おむつ替えの台を整備してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野智子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、市内の集会施設のうち、Wi-Fi環境が整備されている施設についてです。

集会施設のWi-Fi環境は、利用できる携帯電話事業者が限られますが、スコレーセンター、御坂農村環境改善センター、学びの杜みさか、いちのみや桃の里ふれあい文化館、八代総合会館、境川総合会館、春日居あぐり情報ステーションで整備されております。

これらの施設では、災害時に、すべての事業者の携帯電話でWi-Fiが利用できます。

次に、備品の点検についてです。

指定管理者に委託している施設については、備品の老朽化や不具合について、モニタリングの際に報告を受けています。

市が管理している施設については、不具合があった際に、その都度、管理人から報告を受けています。

なお、過日、すべての施設管理者に備品台帳をもとに一斉点検を行うよう指示いたしました。

次に、備品の交換についてです。

市民から備品の不具合を指摘された場合、少額ですぐに対応可能なものについては、施設管理者が修繕しています。

予算措置が必要となるものについては、緊急度を考慮し、備品の更新、修繕等の対応を行っています。

次に、社会教育施設のLED化の計画についてです。

令和5年度から6年度にかけて、スコレーセンターといちのみや桃の里ふれあい文化館の照明設備をLED化する計画です。

次に、音響機器等の更新についてです。

映写機や音響機器については、順次、新しい機器に交換していますが、一部、古い機器が残っています。使用状況を見ながら、必要に応じて更新していきます。

次に、トイレにおむつ交換台が整備されている市内の公園施設数についてです。

現在、市が管理している26の公園のうち、19の公園に公衆用トイレがあります。おむつ交換台は6つの公園、7カ所に設置されています。

次に、公園へのおむつ交換台を備えた多目的トイレの設置についてです。

今、お答えした7カ所に加えて、今年度は「八代ふれあい健康広場」において、おむつ交換台を備えた多目的トイレを設置する予定です。

そのあとも、おむつ交換台を備えた多目的トイレを計画的に整備していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

今の答弁の中で、おむつ交換台を備えた多目的トイレの計画があるというお話を伺ってよかったなと思います。

それで先日なんですけど、八代総合会館を利用する機会があったんですけども、夜だったために帰りに玄関を出ると真っ暗で、段差を踏み外した方がいました。段差がある場所では、特に転倒の危険もあるために、夜間の街灯が必要だと思うんですけども、建物の外部の夜間照明についての点検というのはされているのでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

八代総合会館の件ですが、私どものほうで把握はしていませんでしたが、もしそのようなことがあったのであれば、至急善処したいと思います。基本的には、照明も含めて、施設管理者のほうで管理しております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

建物から出て、駐車場まで行く間に、この暗いところがある施設についてはぜひ街灯の整備をお願いしたいと思います。

Wi-Fiについては、いくつかの施設であるということだったんですけども、今、中高年の方々もぜひインターネットやSNSが使いこなせるように、市民講座やスコレー大学でそういう講座を扱っていただきたいと思います。

インターネットを使えば、国内外の人と自由に交流ができたり、それが認知症の予防になるということもあります。また、買い物や受診ができるという可能性もあります。オンライン会議についても、経費削減になるために今後なくなることはないと思います。

タブレットやスマートフォンを使いこなすには、高齢者には高いハードルがありますので、ぜひ講習会を行って、誰でも使いこなせるような施設にしていきたいと思います。

今は、男性、女性の役割や性別に対する考え方も変わってきて、多様性を認め合う社会にならなくてはいけないと思います。男性が子育てをし、障がいのある方も暮らしやすい社会が求められているので、公共施設の整備についてもこのような視点が求められると思います。誰もが利用しやすい施設にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、2問目に移ります。

国民健康保険税の子どもの均等割半額免除について18歳までの拡大を求めるについて、質問をいたします。

今年度より国が子ども・子育て支援策として、国民健康保険税の就学前・6歳以下の均等割分を半額負担する軽減策が実施されることになりました。

国民健康保険の加入者は非正規労働者や高齢者など収入が少ない人が多い上、均等割という1人いくらと決められた金額が保険税として徴収されるため、大きな負担となっています。以前より日本共産党議員団では、子どもの均等割の減免を求めてきました。今、物価が高騰する中、生活が苦しくなれば税金を払うことができなくなり、病気になっても受診できないこととなります。国の施策として6歳以下の子どもの均等割が半額負担されることになりましたが、これではあまりにも範囲が狭いと思います。笛吹市独自で7歳から18歳までの子どもの均等割を半額負担していただきたいと考えますが、以下伺います。

(1) 笛吹市の国保加入世帯のうち、国保税が払えず、短期保険証が発行されている世帯数と資格者証が発行されている世帯数は何世帯でしょうか。

(2) 国保加入者のうち、7歳から18歳までの人数は何人でしょうか。

(3) 市独自で18歳までの子どもの均等割を半額負担した場合、いくら予算が必要となるでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、短期保険証が発行されている世帯数と資格者証が発行されている世帯数についてです。

令和4年5月末現在の、短期保険証発行世帯数は76世帯、資格者証発行世帯数は114世帯です。

次に、国民健康保険に加入する7歳から18歳までの人数についてです。

令和4年5月末現在の人数は1,111人です。

次に、18歳までの子どもの均等割を半額負担した場合に要する予算についてです。

平成30年度の国民健康保険制度改革により、財政運営の責任主体は県となっており、県内の統一的な方針である「山梨県国民健康保険運営方針」に基づいて国民健康保険は運営されているところですが、あえて試算をしますと、令和4年5月末現在では、1,436万500円

の国民健康保険税の減額が見込まれますので、同額を一般会計から繰り入れることとなります。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

国保税の実施主体が県になったということですが、全国の自治体では、国保税の子どもの均等割を減免するところが徐々に広がっています。岩手県の宮古市では、18歳以下の子どもの均等割を全額免除しています。栃木県那須町では、今年度から未就学児の均等割分を国が半額負担する軽減策に合わせて町独自で上乘せを行い、7歳から18歳までの500人にも範囲を広げて税の引き下げをしたそうです。笛吹市でも国保税の独自の減免を検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

河野議員の再質問にお答えをいたします。

この子どもの均等割額の市としての独自負担ということにつきましては、厚生労働省では自治体の独自の判断で構いませんという答えをしているというのも承知をしております。ただし、県に、先ほど答弁しましたとおり、財政の責任主体が今あるという中において、市独自の繰り入れについては、県の、これは市との共同で運営方針を定めているわけですが、この中において、独自の繰り入れ等についてはですね、なお検討を要するというような方向でありますことから、これにつきましてはですね、非常に慎重に検討していく必要があるだろうと考えているところです。今後とも研究をしていきたいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

全日本民主医療機関連合会が加盟している全国706事業所を対象に調査を行ったところ、昨年1年間に経済的理由で治療が遅れ、死亡した事例が少なくとも45件あったそうです。死亡した人の半数が負債を抱えており、税金などの滞納で、最も多かったのが国保税で17件、無保険、資格者証は16件でした。65歳未満の事例は18件あり、雇用形態で見ると非正規、無職が8割にのぼったそうです。

今の日本には、お金がなくて国保税が払えない、医療が受けられない方が大勢います。今年の10月から75歳以上の医療費窓口負担が2倍化されます。今年度は年金が0.4%下がった上に、異常な物価高騰で高齢者の負担は大きく、受診控えが心配されます。国や県に対して、国保税の負担軽減とともに、医療費の負担軽減を求めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

この質問を準備している間にも、やはりどうしても気持ちがそちらへいってしまう問題は、あのロシアの残虐な侵略の問題です。これはみんな同じだと思います。世界各地の深刻なケアの拡大が懸念されています。この戦争は人類存亡に関わる気象変動問題や核兵器の脅威、世界的な格差や貧困、飢餓の問題を脇に追いやって拡大しているという状況です。

日本では、日本も危ないという不安があるのか、あおるのか、そうした中で憲法改正だ、適地攻撃能力の保有だ、防衛費の2倍だ、軍事同盟強化だと、こういう主張が声高に叫ばれております。

戦後77年間、憲法に基づく専守防衛、非核三原則に支えられてきた、戦争をしない国、日本を守るのか、戦後の歴史を180度転換して軍事大国への道へと突き進むのか、それが今、問われているんじゃないかなと、そんなことを考えております。

今回の質問に入ります。

第1問目は、物価値上がりから市民を守る対策を問うというものです。

エネルギー、小麦・小麦製品、肥料、あらゆるものが大幅に値上がりしています。その原因は、原油価格の高騰、ロシアのウクライナ侵略の影響がございますが、もう1つ、異次元の金融緩和による円安で輸入品が軒並み大幅に高騰していることが大きな原因であります。

一方、今、日本の暮らしの状況を見ますと、アベノミクスの下、日本は先進国で唯一、賃金が上がらない国になり、経済成長率もゼロ成長、格差と貧困が広がりました。給料、所得が上がらず物価だけが上がり、国民、特に貧困層の暮らしはひっ迫しているという状況です。まずは、国の物価高対策の抜本的強化が求められますが、国は今、防衛費を2倍化する計画なんていうものもあって、物価高対策はお粗末だと言わざるを得ません。

そこで伺います。

1番目に、国に対して物価高対策、特に低所得者・中小業者に重い消費税を引き下げ、物価値上げを抑制していくこと、そして経済的弱者救済を中心とする物価高対策を抜本的に強化す

ることを求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目、地方自治体が全面的な物価高対策を行えるとは、これは思いません。しかし、市民の暮らしを守るため、地方自治体ができる最も必要かつ効果的な対策を取ることが、私は必要だと思います。

日本共産党議員団は、そのために以下提案し、答弁を求めるものであります。

河野智子議員が、国保税の子どもの均等割の減免について提案いたしました。それについては独自減免はしないという話でございました。残念です。

かつて老人医療費の無料化を全国で先駆けてやった沢内村の村長さん、深沢さんは、国がやらなければ村がやると。国はあとから付いてくる。実際そうして、あとから国は付いてきたというのが歴史的な事実でありました。まさに地方自治の精神、その地方自治体に必要なことをきちっとやるということをやった、その精神をやはり生かしていく必要があるかなと思います。

そして私のほうで取り上げる問題は、保育園、小中学校給食費の無料化の実施を求めるという中身でございます。

すでに県内でも、給食費無料化を実施している自治体、10市町村にのびます。またこれに加えて、隣の甲州市は先日の新聞の報道にもよりますと、半年間という期限付きながら無料化を決めたということでもあります。大変これは子どもたちのためにも、あるいは貧困対策としても大切なことではありますが、併せてこの物価高に対する効果的な対策になるのではないかなというふうに思います。ぜひ実施を求めたいということです。

2つ目に、生活保護を受けやすくするということ、そのために、生活保護が国民の権利であることを市民に周知する。また生活に必要な車の所有が認められることを周知する。持ち家、その他の資産について活用したほうが自立に有利な場合、処分しなくてもよいケースがあることを周知する。受付業務を親切にする。こういうことで、やはり本当に貧困で困難な状況から抜け出すために、やっぱりこういう援助というのが、特に必要ではないかなというふうに思ひまして、提案し、答弁を求めるものでございます。

それから、私たちはそういう提案をいたしますが、最も必要かつ効果的な対策として、市としては、もしより良い対策があるならば、ここでぜひ示していただきたいというふうに思います。よろしく答弁をお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、国に対し物価高対策の抜本的強化を求めることについてです。

国は、原油価格や物価高騰等によって、すでにコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者や、特に影響を受ける業種の中小・小規模事業者等を支援するため、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定し対応しています。この総合緊急対策では、原油価格高騰対策、エネルギー、原材料、食料等の安定供給対策、中小企業対策、原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等への支援の4つを柱としています。

さらに、国が行う支援に加え、地方公共団体が地域の実情に応じて、原油価格や物価の高騰

により影響を受けた生活者や事業者の負担軽減をきめ細やかに実施できるようにするため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例交付金に、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設し、臨時交付金として追加配分しました。

これらの国の対応は、現在の状況に緊急かつ機動的に対応するものとして評価しています。

今後も、原油価格や物価高騰等の影響を注視しながら、必要に応じ、国に提案や要望をしていきます。

次に、市民の暮らしを守るための対策についてです。

保育園、小中学校給食費の無料化の実施について、保育所等における主食費、副食費に係る食材料費は、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であるとの国の考え方にに基づき、保護者に負担を求めています。このため、現時点で保育所給食費の無料化を実施する考えはありません。ただし、低所得者支援の一環として、年収が360万円未満相当の世帯については、3歳から5歳児までの副食費が無料となっています。

小中学校給食費については、学校給食法で、保護者に食材費の負担を求めているため、現時点で無料化を実施する考えはありません。

なお、経済的支援が必要な要保護、準要保護世帯の児童生徒については、給食費を全額補助しています。

学校給食に使用する食材価格の高騰分については、給食費の値上げに転嫁することなく食材費を確保するため、今回の市議会定例会に補正予算案を提出しています。

生活保護制度の周知、受付業務の対応について、生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度であるため、物価高に対する効果的な対策とすることは制度の趣旨と異なると考えます。

生活保護に対する市民の理解を深めるため、生活保護の申請は国民の権利であることや、土地家屋、自動車などの資産については、特定の条件に合致した場合、保有が認められるケースがあることを市のホームページや担当窓口で周知しています。

また、受付業務では、常に相談者に寄り添った対応を行うように心がけています。

次に、市としてより良い対策についてです。

国や県の対策を踏まえ、基礎的自治体として必要な対策や支援を検討しています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

○18番議員（渡辺正秀君）

私の2つの提案、最初の質問でどれだけの、もしこれをやった場合、市の自主財源、必要になるかということ聞き忘れしたので、給食費無料に関わる費用額。

それから生活保護周知で、例えば1割、受給額が増えた場合、自主財源の負担増というのはどういうふうになるかという点を、費用について伺いたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

給食費の無償化を実施した場合の財源です。

小中学校合わせて給食費を無償化した場合、3億2千万円の一般財源が必要になると考えています。

以上、教育委員会からの答弁になります。

○議長（保坂利定君）

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

1割増の場合というふうなご質問でしたが、ここでパッと計算ができませんので、全体的な考え方を、答弁をさせていただきます。

生活保護費の負担割合につきましては、原則として国費が4分の3、それから市の負担が4分の1でありますので、生活保護費の増加により、市の負担する経費というのは、一時的に増加するものと考えております。しかしながら、この市の負担分につきましては、普通交付税措置の対象となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑・質問はありませんか。

○18番議員（渡辺正秀君）

私どもの2つの提案、受け入れていただけないという話で非常に残念ではございますが、それから1つ、今議会でよかった問題は、子どもの医療費の無料化、18歳まで、これは前倒しで実現するという事になったことであります。ただ、よかったよかったというだけではなくて、これはずっと私ども提案してきて、そして各地域で、市町村で、これは18歳まで医療費無料化が進み、とうとう笛吹市はあとへ、一番あとのグループになってしまったという残念な結果でございます。やはりこうした問題についても、本当に市民の暮らしを守るという立場で進めていっていただきたい。また生活保護につきましては、今、受給率が非常に低いと、補足率が低いということが、また貧困を固定化するという事になっておりますので、ぜひ、ますますこの物価高でその傾向が高まりますので、ぜひそのへんも十分な対策を取っていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

青楓美術館の存廃についてです。

豊かな文化は人の営みがつくるもの。行政の役割はそれをどう支援するかということだと思います。

さて、青楓美術館の扱いについて伺います。

(1) 青楓美術館に関し、設立者小池唯則氏とご遺族の意思、津田青楓氏と他にも青楓作品をご提供くださった方々の美術館への思い、青楓美術館を支えてきた方々の意思はどのようなものであるか伺います。

(2) 美術館は小池氏が亡くなられたのちに当時の一宮町に寄附され、市町村合併に伴い、現在笛吹市のものとなっております。市は寄附を受け入れているのであります。市は設立者と作者、寄附者、支えてきた人々の意思を生かす責務があると思うがどうか伺います。

3つ目に、青楓美術館と収蔵作品および同館の活動の価値をどのように考えているか伺います。

4つ目に、合併以来、年平均どれだけの人件費、美術館の活動費、施設に関する拡充や維持管理費を支出しているか伺います。

5番目に、青楓美術館への寄附の申し出はあったか、どのように活用しているか。

6番目に、春日居郷土館は集約化する施設として適切かどうか。郷土館の性格は、郷土館なのか、美術館になるのか、博物館協議会の意見はどうか。公共施設等総合管理計画の個別計画では、春日居郷土館について、常設展と企画展を並行して開催できない。土地を取得して増築し、新たな展示室を設けなければならないとしているが、増築するかどうか。

7番目に、春日居郷土館への集約化の方針は設立者・寄附者の親族、運営協議会など関係者との協議・合意をしているか。特に運営協議会は、青楓美術館条例に定められた公式の諮問機関でありますので、運営協議会への諮問内容、答申内容はどんなものか伺います。

8番目に、市は個別施設計画で「青楓美術館、春日居郷土館については（中略）市域の中心に近いところが望ましいと考えています」としております。町中に、あるいは、畑の中に文化施設があつて、豊かな地域を形成することもよいのではないかと考えます。現在地の周りも設立者の親族の所有農地で、寄附の意向が示されているということでもあります。設立者や作者、それから寄附者、支えてこられた人々の意思に応えるべきと思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺正秀議員の一般質問に、通告に基づいて答弁いたします。

まず、設立者、ご遺族、青楓美術館を支えてきた方々の意思についてです。

青楓美術館の設立者である小池唯則氏は、当時美術館がなかった山梨県の人々に本物の美術品を見てもらいたいとの思いで、青楓美術館を設立したと理解しています。

また、小池氏のご遺族や津田青楓氏、青楓作品のご寄附に関わった方など、美術館を支えてきた方々も同様の思いを持っていると考えています。

次に、設立者と作者、寄附者、支えてきた人々の意思を生かす責務についてです。

市は、地元で本物の美術品を見てもらいたいという設立者の思い、青楓作品の散逸を防ぎ管理してほしいという作者や寄附者の思いを生かす責務があると考えています。

次に、青楓美術館、収蔵作品、同館の活動の価値についてです。

青楓美術館は、山梨県立美術館ができる以前に建てられた私設美術館として評価されています。また、近年、青楓作品は練馬区や新宿区、渋谷区で企画展が企画されるなど、その文化・芸術的価値について高い評価を受けています。

青楓美術館の活動の価値としては、地元子どもたちを中心に地域の文化的素養を高めたことだと考えています。

次に、合併後の青楓美術館に係る年平均の人件費、活動費、維持管理費についてです。

合併後の青楓美術館の管理運営費は、年平均384万円です。そのうち人件費は202万円、活動費は18万円、維持管理費は164万円です。

次に、青楓美術館への寄附の申し出と活用についてです。

最近では、地域の篤志家と県外の美術愛好家から運営費と美術作品をご寄附いただきました。運営費については、青楓美術館の宣伝活動に活用し、美術作品については館内に展示させていただいております。

次に、春日居郷土館は集約する施設として適切かについてです。

春日居郷土館は、収蔵スペースに余裕があり、バリアフリー化された館内には、多くの人が一度に入館できるほか、交通アクセスが良く、大型バスが駐車するスペースも確保できるなど、集約する施設として適切であると考えます。

また、春日居郷土館には、小川正子記念館が併設されており、美術品の展示が加わることで、展示分野が増え、総合的な博物館としての機能が高まると考えています。

次に、集約化の方針についての設立者、寄附者の親族、運営協議会など関係者との協議、合意についてです。

集約化の方針については、地元住民や文化協会役員などで構成する青楓美術館運営協議会に美術館寄附者の親族を加えた上で、現在、協議を続けているところです。

次に、畑の中に文化施設があってもよいのでは。設立者や作者、寄附者、支えてきた人々の意思に応えることについてです。

市は、美術館がなかった山梨県の人々に本物の美術品を見てほしいとの思いで青楓美術館を造った設立者、それから設立者の思いに賛同した津田青楓氏、美術館を継続し、文化を発信し続けてほしいという寄附者など、美術館を支えてきた皆さんの思いに、可能な限り応えていきたいと考えています。

そのような方々の思いも踏まえ、市では、青楓美術館と同様に樹園地に隣接する静かな立地と、大勢の市民が美術品を鑑賞できる環境を兼ね備えた春日居郷土館への展示収蔵機能の移転を計画しています。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

先ほどの質問の繰り返しになりますが、運営協議会は青楓美術館条例に定められた公式の諮問機関であります。運営協議会の諮問内容、答申内容はどんなものか伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えいたします。

現在、運営協議会では、通常の運営協議会にさらに回数を重ねて協議をしております。通常、毎年運営協議会を開催しておりますので、その延長と考えてください。

諮問、答申というところまでは、まだ至っておりません。現在、その状況を皆さんとお話して、よりベターな方法は何かということで、意見をお願いしているところです。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

青楓美術館と収蔵作品および同館の活動に関する認識は、私も市と同じ認識でございます。青楓美術館は、現存の美術館では県内最初の美術館でした。設立者小池唯則氏と作者津田青楓氏、支援者、地元の方々など多くの方々の思いの詰まった美術館です。収蔵作品も700点と充実し、また今も渋谷区立松涛美術館で企画展が開かれておりますが、近年いくつかの企画展が開かれ、高い評価を受けております。

地域や関係者に支えられ、地域文化を豊かにしております。笛吹市立の唯一の美術館であり、大いに発展を図ってほしいと思います。

答弁で気になる点もありました。再質問回数が終わりましたので、指摘だけしたいと思いません。

1つは、青楓美術館の認識の割には、市の対応はちょっとさびしい。市の支出は人件費を含め年平均384万円、活動費はわずか18万円、あまりにも貧しいと思います。何か企画ひとつをやるだけでも、それでは何もできない。そうした中でも美術館を維持し、来館者増を図り、地域文化を豊かにしてきたことは、地域と関係者のご努力の賜物だと思います。

春日居郷土館について、収蔵スペースに余裕ありと答弁しておりますが、公共施設等総合管理計画の個別計画では、春日居郷土館について、常設展と企画展を並行して開催できない。土地を取得して増築し、新たな展示室を設けなければならないと施設に余裕のないことを記しております。

また、美術品の展示が加わることで、総合的な博物館としての機能が高まると答弁しておりますが、博物館と美術館は違うと思います。春日居郷土館への集約ということは、美術館は廃止するということでもあります。

最後に指摘したいと思います。

青楓美術館の除却、要するに廃止という最重要問題について、青楓美術館条例に定められた公式な諮問機関である運営協議会に諮問もしていない、また協力者等との協議もまとまっていない。一方、公共施設と総合管理計画の個別計画では、青楓美術館は除却、春日居郷土館への集約化としております。

公共施設等総合管理計画、個別計画は、主に財政的効果、効率化の面からの検討結果に過ぎず、総合的検討はこれからだと思います。

関係者との協議、合意をしっかりと果たすこと、そして運営協議会への諮問もきちっと行い、答申を得て、答申をもって検討を行うようにしていただきたい。やはりこういうことで、公共施設総合管理計画の個別計画というのは、これはあくまでも中心は財政問題等でございます。総合的な検討を求めるものであります。

以上で質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

ただいま、議題になっております議案第47号から議案第59号までの13案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日6月23日から6月28日までは議案調査のため、休会としたいと思います。

これご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日6月23日から6月28日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は6月29日、午後1時30分から再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時40分

令和 4 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 9 日

令和4年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和4年6月29日
午後 1時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第47号 | 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第48号 | 笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第49号 | 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第50号 | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第51号 | 笛吹市土地利用条例の廃止について |
| 日程第 6 | 議案第52号 | 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 7 | 議案第53号 | 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 8 | 議案第54号 | 令和4年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 議案第55号 | 令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第56号 | 令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第57号 | 動産の取得について(校務系仮想基盤用機器購入) |
| 日程第12 | 議案第58号 | 市道廃止について |
| 日程第13 | 議案第59号 | 市道認定について |
| 日程第14 | 請願第1号 | 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書 |
| 日程第15 | 議案第61号 | 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第16 | 議案第62号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第17 | 同意第3号 | 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について |
| 日程第18 | 発議第3号 | 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について |
| 日程第19 | | 閉会中の継続審査について |

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	古屋	始芳
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	保坂	利定			

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長	山下	政樹	副市長	小澤	紀元
教育長	望月	栄一	総務部長	深澤	和仁
総合政策部長	返田	典雄	会計管理者	市川	要司
市民環境部長	雨宮	和博	保健福祉部長	西海	好治
子供すこやか部長	中村	富之	産業観光部長	小宮	山昌彦
建設部長	角田	和仁	教育部長	赤尾	好彦
総務課長	茂手木	政和	政策課長	小澤	宏之
財政課長	金井	久	消防長	矢崎	丈司
代表監査委員	横山	祥子			

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	荻野	重行
議会書記	橘田	裕哉
議会書記	古屋	幹仁

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくよう、お願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、農業委員会長 三枝啓一君、公営企業部長 水谷和彦君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第1 議案第47号から日程第13 議案第59号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日、6月14日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告をいたします。

去る6月22日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月23日、24日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第52号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）」について

消防本部の審査では、消防費、常備消防費、消防事業、消防車両等整備事業の繰越明許について、さらに詳しい説明を求めましたところ、大型水槽車購入について、新型コロナウイルス感染症蔓延、ウクライナ情勢等により、排気ガス浄化装置、本体シャーシ、半導体等の部品調

達の予測がつかず繰越明許となったとの説明がありました。

委員からは、状況はよく分かったが、早期の購入を目指してもらいたい。また、現在使用している車両の方が一の際、近隣消防本部との連携についての問いがあり、連携体制はしっかりと取れているとの回答がありました。

総合政策部、財政課の審査では、歳入予算のうち、市債の公共事業等債から公営住宅建設事業債への組み替えについて詳しい説明を求めたところ、「みさか桃源郷公園団地外壁改修事業」については、国庫補助事業であるため、当初予算編成時には地方負担額の部分に公共事業等債の充当を予定していたが、当該事業に係る市債の償還においては、住宅使用料収入の充当が見込めるため、交付税措置のない公営住宅建設事業債へと組み換えることとした。

また、起債額の変更は、起債充当率が変わるためであるとの説明がありました。

総務部、防災危機管理課の審査では、消防費、消防施設費、事業名、消防施設整備・管理事業の委託料（一宮分団第24部）について、委員より、詰所の建設については、基本的には一宮、御坂、八代、境川は統合した中で建設していくことで進んでいたと思うが、一宮分団第24部について単独で建設することについてはどのような理由かとの問いに対し、分団ごとに統合計画を作成しており、それに基づき、市では、おおむね300世帯、千人程度を基準に統廃合を進めている中で、中尾区については、その基準に沿った規模であるため、単独で建設する予定となっているとの回答がありました。また、委員から、各分団に対して、しっかり説明できるように進めてもらいたいとの意見に対しては、それぞれ、各分団で統合計画を作っている、消防団の中で情報は共有されているとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第52号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）について」、消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部および支所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

次に議案第57号 「動産の取得について（校務系仮想基盤用機器購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第52号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第57号を議題といたします。「動産の取得について（校務系仮想基盤用機器購入）」についてです。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長(武川則幸君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告いたします。

去る6月22日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月23日、24日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第52号「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について」では、保健福祉部、介護保険課の審査では、新型コロナウイルス検査費用助成事業について、補正金額の積算根拠について、さらに詳しい説明を求めたところ、PCR検査は2万5千円、抗原定量検査は1万円が助成額の上限であり、今年4月の実績値をもとに、予定件数を積算している。また、令和3年度の実績は、検査件数が1,310件で、2,470万円の費用助成を行ったとの回答がありました。

教育委員会、文化財課の審査では、「文化財保護費史跡甲斐国分寺跡整備事業」の委託料の減額および債務負担行為について説明を求めたところ、昨年度末の文化庁との協議の中で、笛吹市には、甲斐国分寺跡と甲斐国分尼寺跡が、非常に良い状態で残っているので、専門家等の意見を十分に聞きながら進めていく必要があるため、単年度ではなく、2年度をかけて行うよう指導があったとの回答がありました。さらに、その期間について、詳しく説明を求めたところ、県が策定した甲府城保存活用計画が、策定に2年を要したため、笛吹市においても2年とするように指導があったことが、説明されました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第47号「笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第48号「笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第49号「笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第50号「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関

する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第52号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子どもすこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第53号 「令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第54号 「令和4年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第55号 「令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第52号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第47号から議案第50号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第53号から議案第55号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告をいたします。

去る6月22日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月23日、24日の2日間の日程により、委員会を開催し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等ありましたので、主なものを報告をいたします。

議案第52号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）について」

建設部、建設総務課の審査では、歳出の変更はなく、歳入の財源更正による補正で、市営住宅維持管理事業の、みさか桃源郷公園団地外壁改修工事費に充当されるとのことだが、どのように改修されるのか尋ねたところ、壁面のクラック等が入ったところを補修しながら全面を塗り直し、屋上の防水補修を行うとの回答がありました。

議案第56号 「令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について」

公営企業部の審査では、農業集落排水特別会計の、令和6年4月からの公営企業会計移行に向け、その準備経費の財源として、一般会計繰入金を予定していたが、準備経費に、公営企業会計適用債が充当できることが確認できたため、一般会計からの繰入金を減額し、同額を借り入れるものとの説明だが、新しい企業債だと思うが、今回から借入するのか尋ねたところ、公営企業会計化を進めていくという国の方針であり、新たに公営企業会計を適用するにつけての準備経費については、公営企業会計適用債を活用していくとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を報告いたします。

議案第51号 「笛吹市土地利用条例の廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第52号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）について」のうち、農業委員会および産業観光部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第56号 「令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第58号 「市道の廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第59号 「市道の認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第52号につきましては、先ほど申し上げたと

おりであります。

議案第51号を議題といたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第56号を議題といたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第58号および議案第59号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第58号および議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了をいたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第52号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより議案第52号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）

次に日程第14 請願第1号を議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

本委員会に付託された請願は次のとおり決定したので、会議規則第133条第1項の規定により報告いたします。

令和4年請願第1号

令和4年6月14日付託

「加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願」については、採決の結果、採択5名、不採択0名となり、採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

請願第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長報告は、採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、請願第1号は採決の結果、採択することに決しました。

のちほど日程を追加し、意見書の提出について議題とします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

今定例会に上程され、初日の本会議で議長に委任された議案第52号の計数整理について、その結果をお手元に配布させていただきましたので、ご確認ください。

ただいま、市長より追加議案2案および同意案件1件が提出されました。また、会議規則第13条第1項および第2項の規定に基づき、議員より発議1件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第15 議案第61号から日程第17 同意第3号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出しました案件は、補正予算案1件、その他の議案2件、合わせて3件です。

はじめに、補正予算案です。

議案第61号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億8,038万円を追加し、総額を398億8,314万円とするものです。

山梨県は、所得の低い世帯においては、物価高騰の影響を受け、昨年に比べ、食費や光熱費等を合わせて、半年で3万円程度の負担増が見込まれるとして、負担軽減を図るため、市町村が実施主体となり、市町村民税所得割非課税世帯等に対し、1世帯当たり1万5千円の支援金を給付することを決定しました。本市では、県の支援金だけでは、県が見込んだ負担増となる額を補えないことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市独自に1万5千円を上乗せ、県の支援金と合わせ1世帯当たり3万円を給付するため、「生活困窮者緊急生活支援金給付事業」に必要な経費を計上しました。

続きまして、その他の議案です。

まず、議案第62号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員1人の任期が、令和4年9月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者は、岡美千也氏です。

岡氏は再任であり、任期は令和4年10月1日から3年間です。

次に、同意第3号 「兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」です。

委員の退任に伴い、新たに委員として武井正吾氏の選任について、地方自治法第296条の4第1項および兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同

意をお願いするものです。

武井氏は新任で、任期は前任者の残任期間である令和7年3月末日までです。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第15 議案第61号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開をいたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 3時15分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

先ほど、総務常任委員会に付託しました議案第61号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、ご報告をいたします。

先ほどの本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

議案第61号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」

総合政策部、財政課の審査では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、その交付限度額および6月補正後の残金についての問いがあり、その交付限度額は2億6,080万3千円であり、残額は7,851万8千円である。残額については、事業効果などを検討し、今後有効に使っていきたいとの回答と説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等についてご報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第61号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」、総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しました議案第61号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

先ほどの本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものをご報告いたします。

議案第61号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」

保健福祉部、福祉総務課の審査では、生活困窮者緊急生活支援金給付事業について、国の給付事業対象者と同じかと尋ねたところ、国は住民税均等割非課税世帯を対象としているのに対し、県は、住民税均等割非課税世帯、または、住民税所得割非課税世帯としており、対象者枠の拡充を図っているとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第61号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第61号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第61号の採決を行います。

本案に対する総務常任委員会および教育厚生常任委員会の委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第62号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第62号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第62号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第62号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第17 同意第3号 「兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」
を議題といたします。

同意第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結します。

ただいま、議題となっております同意第3号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより同意第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (保坂利定君)

日程第18 発議第3号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

それでは、申し述べます。

発議第3号

令和4年6月29日 提出

笛吹市議会議長 保坂利定殿

提出者 笛吹市議会議員 武川 則 幸

賛同者 同 神宮司正人

同 小林 始

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

計画的な教職員定数改善を推進し、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充とゆたかな教育環境を整備する必要があるため、本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

お諮りします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、発議第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第19 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了をいたしました。
市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。
市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和4年笛吹市議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、6月14日から本日まで16日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

本会議および各委員会においていただいた様々なご質問については、市政推進のために活かしていきたいと考えております。

いよいよ露地栽培の桃の出荷が始まりました。

3年前に大発生したモモせん孔細菌病は、地域が一丸となって懸命に防除に取り組んだ結果、現在のところ病気の発生は確認されておらず、出荷されている桃は、着色や食味とも十分で、糖度も高く品質は上々と伺っております。

一方で、悲しく許し難い事件が発生しています。農家の皆さまが愛情をかけ、苦労を重ね育ててきた収穫前の桃が、大量に盗まれる事件が続いています。被害にあわれた皆さまの心中はいかばかりかとお察しをいたします。

市では、6月17日に、笛吹市議会、笛吹警察署、消防団、JAなどの関係機関の方々と笛吹市果樹盗難防止対策連絡会議を開き、情報共有を図るとともに、今後の対策について協議をしました。更なる被害の拡大を防止するための緊急的な対応として、防災行政無線による、桃やぶどうの盗難防止のための注意喚起を行うとともに、消防団は、例年7月から実施している果実盗難防止パトロールを前倒しして実施をしています。JAは、県の盗難防止に要する費用を助成する緊急対策を受け、民間警備会社へ委託をしてパトロールの強化を図るほか、人目に付きにくい場所への防犯カメラの設置を検討しています。

令和元年10月に、本市を含む峡東3市と県などで構成する峡東地域世界農業遺産推進協議会が、国連食糧農業機関に申請した「世界農業遺産」の認定について、6月18日に、本市の桃栽培農家へ聞き取りなどを行う現地調査が実施をされました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで現地調査が行われずにいましたが、今回実施されたことで、世界農業遺産への登録に向けた進展を期待をしております。

6月19日、20日には、市内で生産された桃やぶどうの味や魅力を消費者に伝えるため、東京大田市場で消費拡大に向けた宣伝を行いました。また、7月1日、2日には、市議会議長、副議長、建設経済常任委員長とともに、大阪本場市場など関西地域での消費拡大宣伝を予定しております。

本市の桃やぶどうを、多くの人に味わってもらえるよう、積極的にPRしてまいります。

現在、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者が、発災時に円滑かつ迅速な避難ができるよう、個別避難計画の作成に取り組んでいます。

本人の心身の状況や避難時に配慮しなければならない事項等をまとめ、市と区長や民生委員など避難支援等関係者が情報共有を図る中で、一人ひとりの状況を確認する必要があることから、作成には時間がかかります。

そのため、水害等の危険が高まる前の7月には、令和3年度に整備した避難行動要支援者台

帳をもとに、避難場所や避難支援者等を個別に整理した個別避難計画の暫定版を作成し、避難支援等関係者に配布することとしております。

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業については、6月24日から、給付対象となるひとり親世帯に給付金を支給しています。

ひとり親世帯以外の支給については、速やかに支給できるよう手続きを進め、7月中の支給を目指します。

参議院議員通常選挙が22日に公示され、7月10日、投票日を迎えます。昨年度の衆議院議員総選挙での本市の投票率は、県内でも最低水準にあり、特に若年層の投票率低下が課題となっています。

若い世代には、いずれ社会の担い手になるという意識を持っていただき、もっと政治への関心を深めてほしいと願うところです。

市では、投票率向上に向けた取り組みの一環として、今回の選挙から、投票済証を、笛吹高校の生徒がデザインしたものにリニューアルしました。

また、来年1月に予定される山梨県知事選挙では、笛吹高校への期日前投票所の設置を計画をしています。

笛吹市春日居郷土館では、7月13日から8月29日まで、「わが町の八月十五日展」を開催し、今年度は、「学校日誌で振り返る八月十五日」と題し、笛吹市内の小学校に保存されている学校日誌から、昭和20年8月15日の様子を振り返ります。

当時の様子を伝える史料が数多く展示されますので、戦争と平和について考える大切な機会としていただきたいと思います。

結びに、梅雨明けとともに、暑さ厳しい夏が到来しました。

議員各位ならびに市民の皆さまにおかれましては、熱中症など健康に十分にご留意をいただき、引き続き、本市の発展のため、ご活躍されることを祈念を申し上げ、閉会のあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上をもちまして、令和4年笛吹市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時37分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	橘田裕哉
議会書記	古屋幹仁